

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成30年3月19日（月曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 3時19分 散会

## 付託事件

議案第3号，議案第4号，議案第9号，議案第10号，議案第12号，議案第13号，議案第14号，議案第15号，議案第16号，議案第17号，議案第18号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分，第4款中文教福祉委員会所管分，第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，議案第19号，議案第26号，議案第27号，議案第28号，議案第33号，議案第35号，議案第36号中第1表中歳出中第3款及び第10款並びに第2表継続費補正中第10款，議案第41号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第 3号 水戸市医師修学資金貸与条例
- ② 議案第 4号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例
- ③ 議案第 9号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第10号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第12号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第13号 水戸市地域包括支援センター基準条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第14号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第15号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第16号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第17号 水戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第18号 平成30年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分，第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ⑫ 議案第19号 平成30年度水戸市国民健康保険会計予算
- ⑬ 議案第26号 平成30年度水戸市介護保険会計予算
- ⑭ 議案第27号 平成30年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ⑮ 議案第28号 平成30年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ⑯ 議案第33号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の締結について

⑰ 議案第35号 財産の取得について（可搬型画像伝送システム）

⑱ 議案第36号 平成29年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第3款（民生費）  
及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第10款（教育費）

⑲ 議案第41号 平成29年度水戸市介護保険会計補正予算（第3号）

2 出席委員（7名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	綿引健君
委員	田中真己君	委員	小泉康二君
委員	木本信太郎君	委員	田口米蔵君
委員	袴塚孝雄君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（2名）

議長	村田進洋君	議員	松本勝久君
----	-------	----	-------

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	大曾根明子君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 高齢福祉課長	谷津好行君	福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君
保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君	生活福祉課長	斉藤博之君
障害福祉課長	平澤健一君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所長	小林かおり君	保健所準備 課長	小林秀一郎君
消防長	根本一夫君	消防次長	石川隆君
消防本部参事	鈴木豊君	消防本部参事	小川喜実君
北消防署長	小泉直紀君	南消防署長	大越唯行君
消防総務課長	勝村俊則君	火災予防課長	大内康弘君
消防救助課長	箕輪重美君	救急課長	石田宏一君
教育長	本多清峰君	教育部長	七字裕二君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 学校教育課長	鈴木秀樹君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木功君

教育委員会  
事務局教育部  
参事兼内原  
中央公民館長

五 上 義 隆 君

総合教育研究  
所 萩 谷 孝 男 君

教育企画課長

三 宅 修 君

学校施設課長

埴 敏 之 君

生涯学習課長

大 澤 秀 樹 君

歴史文化財  
課 白 石 嘉 亮 君

中央図書館長

松 本 崇 君

総合教育  
研究所副所長

小 川 佐 栄 子 君

6 事務局職員出席者

書記 嘉 成 将 大 君

書記 矢 吹 友 鏡 君

午前10時 1分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、川俣教育委員会事務局教育部参事が公務出張のため欠席との連絡がありましたので御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第3号ほか18件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第3号ほか18件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、初めに、16日の質疑で持ち越しとなりました議案第33号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の締結について、執行部より答弁を願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 それでは、二の丸隅やぐらの歩行者ルート案について御説明いたします。

歴史文化財課提出の資料をごらんください。

歩行者ルートでございますが、A案の歴史・観光ロードから水戸第三高校と茨城大学教育学部附属小学校の境界を通るルート、B案の国道51号から南側斜面を登るルート、C案の大手門と二の丸隅やぐらをつなぐ土塀の外側沿いを通るルートの3案をもとに、現在、協議調整中でございます。

この3つの案の1つないし複数でなるべく早い時期に決めてまいりたいと考えております。また、歩行者ルートにつきましては、二の丸隅やぐらの完成と合わせまして、2020年度の実施を考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○高倉委員長 それでは質疑のある方、発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 今度はわかりやすい図面をいただきましてありがとうございました。

この隅やぐらを建てる目的、これはどういうことでここに隅やぐらを建てるということになったんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

隅やぐらにつきましては、水戸城の一つといたしまして当時あった二の丸隅やぐらを復元することによりまして、より歴史あるまちづくりに貢献できるということを目的に整備するものでございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 その結果、水戸を訪れる人、もしくは水戸市民にとってどういう効果があるんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

水戸城周辺地区の来場者、観光客の増加に貢献するものと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 弘道館，大手門，そしてこの二の丸の隅やぐらと。この3点セットがここにできることによって，ここに来ていただく観光客もしくは水戸市民，こういったものの一つのポテンシャルを高める，そういう意味を込めて恐らく二の丸隅やぐらの復元というのはするんだと思うんです。当然，歴史的な価値というのも大事な要素の一つである。それは，見る人がやっぱり歴史に触れられる。だから，土塀とか瓦塀とかと，こういうことになるんだと思うんです。

そうすると，このA案，B案，C案の中で，逆に言うとおのずと結論が出てしまうんじゃないかというふうに思うんですが，その辺を十分よく考えていただきたいんです。まず，観光客が来て，どういうところを通ることによって楽しさがふえるのか，そして，また来たいなと思っていただけるのか。学校と学校の間を歩いて歴史的なところをぼこっと見に行つて。そんなの歴史感も何もないですよ。ただの観光ルートだけだよ，それじゃ。

で，わざわざこの三高と附属小の間の土地を買うことについてどうなんだという話をこれまでもしてきたと思うんです。それは，このC案の通路が買えないからだ，ということでも今まで整理してきたというふうに思うんです。いまだにこの隅やぐらをつくって，そして，ここは法務省ですか，何か住宅があるところ，ここに足どまりをつくって，そしてそこにお茶飲み場をつくって，そしてそこで一つの観光という部分の拠点をつくらうと，こういうことでやっているわけだから，当然ながらこの回遊ルートというのは，もう決まってもいいんじゃないか。これを建てるのに，いまだに回遊ルートが決まらないということになると，建てるのが目的なのか。歴史文化財課としては建てるのが目的でいいのかもわからないけれども，しかし，6億円も，この地域に30億円も金を入れているわけだ，今，水戸市は。だから，そういうことを考えたときに，やっぱりもう少し全体的な考え方の中でこのルートというのを考えていただくように，しっかりと調整をしていただきたい。意見だけ申し上げます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 前回からの部分で資料の提出ありがとうございます。

袴塚委員同様，わかりやすいような形でいただきまして，幾つか質問させていただきます。

一応このA案，B案，C案に関しては，今回の予算にかかわる工事とはまた別になるわけですね。例えば，A案だったら学校の境界の部分に新たに通路が必要になるでしょうし，B案に関しては階段になるのか，C案だったら外側という話なんだろうけれども，それは今回とは別という考えでよろしいでしょうか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

今回の予算とは別なものとなります。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 タイミング的に隅やぐらと土塀をつくるという話で，中にも行けるようにするという話の中で，本来はこのタイミングで同様に出ていってもよかったんじゃないかなというのは，ちょっと1個意見なんですけれども，次の質問ですと，A，B，C案，3つあります。先ほどの説明では，1つないし複数という話

でしたけれども、3つ全てという考えもあるんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

\_\_\_\_\_なるべく早急に整備できるものからやっていきたいと考えています。(※41ページで取り消し)

[「それはおかしい」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そのつくりやすさの、早さの部分で判断するんですか。今のは整備がしやすいという答弁だったと思うんですけれども、それが1点と、あと、このA案、B案、C案の割り振りというのは、今時点での優先順位等とは全く関係なく、アルファベット当てはめの考えでよろしいんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

歩行者のルートにつきましては、第一に回遊性を優先し、かつ学校の安全などを確保するというのが条件になります。こちら、A案、B案、C案の割り振りにつきましては、基本計画に載っているものから順番にA案、B案、そして、委員会で御提案がありましたものをC案として載せさせていただいております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 すみません、委員会の提案があったのかどうなのか、僕自身認識がなかったんですけれども、一応そういう説明なわけで、1つもしくは3つ全部が——いろんな委員の考えがあるでしょうけれども、僕自身は3つあってもいいのかなと思ったりもします。

ただ、このC案は、もともとの土堀があった場所に復元で、今回建てる隅やぐらに関しても同様にいう中で、その土堀は当時でいうと、敵の侵入を防ぐじゃないですけども、そんな中でその外側を通ってみてみたいな話というのが、何でしょう、現実問題どうなんですかね、それが有り得るのかどうか、それは勝手な僕の個人的な感想なんでいいんですけども、C案を通ることは現実的に可能なんですか。土堀はぎりぎり、崖つ縁に建てるんじゃないかなと思っていたんですけども、その外にまた別な足場でも組んでの話になるんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

C案で整備する場合、県の土塁の整備の許可が出た場合になりまして、足場を組む、または土塁を削るということになります。そちらの可能性としましては、非常に難しいと認識しております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうしますとC案はこの間の委員会で、我々勘違いしていたのか何かで話がよく出ていたので、つけ加えたという程度になるんですかね。現実的にはA案かB案かみたいな話になるんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

私が御説明いたしました委員会からお話がありましたというのは、約2年前の基本計画の報告をした段階

で、我々が提案したA案、B案に加えて、土塀の外側または内側を通してはどうかというお話があったためにC案ということで載せさせていただいたものでございまして、C案の内側を通すということも検討しましたが、そちらにつきましては、学校の強い反対というか、御理解が得られていないというところがありまして、なかなか内側を通すというのは難しい状況でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。すみません、2年前の委員会ということで、僕もそのとき所属していなかったんですけども、振り返っていませんので、そこは申しわけございません。

そうしますと、このA案、B案、C案でという話だと思んですけども、このC案を採用するために、土塀の位置が後退するとか、そういったことはないんですよ。当初のこの計画で、隅やぐらと土塀に関しては当時の場所、ものを復元するという形で設計に変更はないんですよ。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

土塀の整備につきましては、基本的に従来土塀があった場所に整備するというので、今、考えております。

ただ、今後、土塀が万が一建築するのに倒れてしまったりすることがないように、場合によっては附属小のほうに数十センチメートル移動するという可能性はございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そこまで含めての設計になっているんじゃないですか。これからの話じゃないですよ。もうこの契約で建てていくわけですから。

〔「今の説明だとこれからだ」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員 これからですか。

でも、今回の案件としてはあれですよ。

〔「設計図自体は既存だけれども、施工図のときに多少ずれることは現場ではある」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員 でも、設計のときってその設計計算でそこまで出して決めると思うんですけども。

〔「回遊性をどう考えるかで、そこは決まる」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員 だから要はその観光的な側面で回遊性を優先するのか、史実をもとに、もともとあった場所にきちんと建てるのか。ただ、それを建てるに当たってその安全性の確保が著しく落ちるということであれば、若干後退するとか、何か足場を補強するというのは理解ができると思うんですけども、優先順位はどれなんですか。史実をもとに土塀を建てる、隅やぐらを復元するというのが優先順位なのか、あくまで観光資源としての回遊性だとか、またそこに行くためのものが優先されていくのか、そういったところは単純な話でどうなるのかちょっとお伺いできればと思いますけれども。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

大手門と隅やぐらにつきましては、史実を優先しまして、こちらは復元とさせていただいております。

一方、土塀につきましては、安全性の確保、そして、回遊性の確保も勘案しまして、復元ではなく再生整備ということでやらせていただいております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 その復元と再生にどれほどの違いが出てくるのかと思うんですけれども、やっぱりこういった手のものを整備していく、また復元していくという場合は、極力、資料があるのであれば史実に基づいてそのものをつくっていくというのが、つくった後の価値の問題にもなるでしょうし、またその価値が生まれることによって観光資源になっていく、またそこから回遊性が生まれるという順番なんじゃないかなとも思うんです。

ですから、大手門、そして二の丸隅やぐらはしっかり建てる。でも、一緒の予算で出ている今回の件に附帯である土塀に関しては、ちょっとテンションが落ちるじゃないですけども、意気込みがトーンダウンするじゃないですけども、安全性がとれないというんだったらそれは理解できるんですけども、そうではない部分で、ちょっとうやむやじゃないいんでしょうけれども、そこが今時点ではクエスチョンの部分があるんですけれども、いつまでやってもあれなので、また改めてこのA、B、C案の進入口、歩行者ルートが出てくると思いますので、そういったところは、先ほどの質問、また答弁でもありましたけれども、でき上がった後の回遊性等も考えて、また復元したものの価値もきちんと維持できる、高めていけることができるようなものを考えていただければと思いますので、私としては以上で終わりにします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 二の丸隅やぐら、土塀ということで、景観というか歴史的なまちづくりの中では理解するところでありますけれども、今日、この歩行者ルートとか図面も示されましたけれども、そもそもまずお聞きしたいのは、こういう一体の土地でない中で、用途が違う土地の中で、この隅やぐらが一番角に建てるという、こういうときに建築という立場という考えはどういうふうになっているんですか。工事は仮に借りて侵入して建設するというわけですけども、このような歴史的な建物の場合に、例えば建築確認が要なのかとか、あるいはそういう基準が何かあるのか。非常にこの後の歩行の通路も狭い——今後考えているという中で、工事そのものはできるかもしれませんが、その前段ではどういう判断でこういうのが建てられるということなのか、ちょっとお聞きしたいなと思って質問しました。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

二の丸隅やぐらと土塀の整備に当たりましては、附属小学校及び茨城大学の御理解をいただきまして、正門から工事の進入路を確保しております。そちらにつきましては、合意形成が図られておりまして、安全を確保しながら工事に着手したいと考えております。

また、建築確認などの手続につきましては、建造物をつくる従来の一般的な手続が必要ということで、そういう手続も行っております。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 手続は当然あるとは思いますが、その進入路ということに関しては、特別それは対象か



ら除かれるということなんですか、こういう建物の場合は。普通、建物を建てる場合は、入り口が何メートル以上あって、そこに接続しなければ確認はおりませんよというようなものもありますけれども、こういう場合にはまた別なんですか。その附属小から仮に借りたところは、終わったら閉鎖しちゃうわけでしょ、その道路というのは仮に借りただけで。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

こちらの整備に当たりましては、仮の整備道を確保するとともに、整備終了後は何か緊急の場合は学校の敷地を消防車両や救急車両が通ってもいいという了解をとっておりますし、また、こちらのルートにつきましては、歩行者ルートも確保しておりますので、特に問題を指摘されてはいない状況でございます。

○高倉委員長 違う。今の田口委員の質問は、進入路等の接続の基準で、そういうものに。

袴塚委員。

○袴塚委員 一般の住宅を建てる時には、公道に面している道路で、通常、2メートルとか4メートルとか基準があるじゃないですか。それが、今のところ決まっていない状況で、他人の敷地を通るところに家が建つということは、民間的にはあり得ない。例えば、僕らが入り口がない袋地に住宅を建てたいといっても、それは建築確認がおりないんだよ。それができるということは、何か特別な措置があるのかなのか。その措置というのは建築基準法に準拠した許可を得ているのかということが問題じゃないですかという質問をしているわけだから。

だから、工事やるのにとか、消火するのに土地を借りていくからそこは大丈夫なんだということを言っているわけではない。

〔「他人の土地を通らなくちゃできないんだから、袋地でしょうよ」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 答弁できますか。

〔「消防だって許可とれないんじゃないか。消防車が入っていけない』

と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ消防ではどういう相談があってどんな許可がおりているんですか。この建物を建築するに当たって。

○高倉委員長 大内火災予防課長。

○大内火災予防課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えします。

まず、こちらの建物が建築物なのか工作物なのかにもよりますけれども、こういったものにつきましては、建築指導課で審査をしまして、委員さんがおっしゃるとおり、それ相応の手続が必要になると考えられます。

以上です。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、今、課長のところに、この建物を建てることについての——これ基礎を打って建てるんだから、工作物ではないんだよ、建築なんだよ。屋根もついてってやってんだから。その相談があったんですかと聞いている。

○高倉委員長 大内火災予防課長。

○大内火災予防課長 現時点ではまだ消防同意は回ってきておりませんので、これから建築指導課に確認の申請を出したとすれば、消防にも消防同意という形で書類が回ってくるという形になりますけれども、現在のところはまだ確認はしておりません。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、消防の許可を得ていないものがなぜ契約ができるの。だって、民間は消防の判こももらって来い、道路もきちんとやれ、条件を整えろって言うてるからうちを建てられないんだよ。役所は、誰がそんなくしてやっているの。

[発言する者あり]

○高倉委員長 ただいま委員さんからありましたその手続についての件で、執行部で説明できますか。今、調べてからならできますか。

[「暫時休憩して聞いてきたほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 この件については、あとから答弁をもらうことにして。

[「6月の議会に回してもいいんだよ」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

---

午前10時34分 再開

○高倉委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほどの質問に対する答弁を願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの御質問でございますが、建築基準法第3条第1項第4号に基づきまして、保存建築物としまして適用除外となっております。

私の説明が至らず申しわけございませんでした。

○高倉委員長 大内火災予防課長。

○大内火災予防課長 先ほどの答弁なんですけれども、私のほうで出ていないという話をしたんですけれども、私の確認不足で建築基準法適用除外申請というものが出まして、消防側ではそれに基づきまして消防同意を実際に行ったということでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、その適用除外に合うと消防には今までいろいろ検査項目というか、書類を通すための項目があるよね。これはどうでもいいの。

○高倉委員長 大内火災予防課長。

○大内火災予防課長 この間のその申請に対しまして、私どものほうでは収容人員の算定、あるいは消火器の指導等のいわゆる指導はいたしております。今後、例えば文化財に指定されたいとなれば、今度は文化財として消防法上の適用になりますので、現時点では、建築基準法適用除外の建物としてできる限りの消防同意という形での指導はしております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 しかし、史実に基づいた建物といえども、ここに100人入るか200人入るかわからない建物だよ。入るか入らないかは別にしてだよ。このときに、適用除外だから消防は何の手続もなく、そういう危険とか何かとかということに対して、意見を言うとか何かするとかということもなしに、ただ単にオーケーということになるんですか。

○高倉委員長 大内火災予防課長。

○大内火災予防課長 建物が完成しますと、まずは防火対象物として規制を受けることになれば、防火対象物使用開始届出書というものをを出していただきます。また、消火器等の消防用設備を設置すれば、設置届出書というものが提出されますので、それに基づきまして消防では立ち入り検査を実施しまして、最終的には完成検査済証というのを交付するというような事務手続になっております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 適用除外に基づいたものを最終的には検査するよということになると、当然ながら消防の基準に合っている建物でなければだめだよ。要はね。それらの確認というのは、事前にしないということなんですか。それとも、その辺はきちんと建物を建てる側に申し入れをして、そしてやっているということなんですか。どっちなんですか。要するに、消防の結果として、建物ができれば当然ながら検査するよね。検査するときに、それに合っているか合っていないかというのは、結局消防の指導で、逆に言うと、建築確認がおりるときには、そういう指導のもとに図面を直してつくっているわけだよ。その辺というのは、行政と行政だからきちんとできているんだと思うよ。できているんだと思うんだけど、逆に言うと、そういう指導というのをした事実はあるんですか。してなくて、ただ単に適用除外だからということで認可したんですか。

○高倉委員長 大内火災予防課長。

○大内火災予防課長 ただいまの委員さんの御質問にお答えします。

消防では消防同意という形で事務を行っておりますので、建築確認上、建築基準法適用除外申請というものが出ましたので、それに基づきまして消防では消防法に基づく条項において、例えば該当するような設備であったり、収容人員に対してかかる設備だったり、そういったものの確認審査というものをしていますので、また建築基準法とは別個に消防法上の規制という形で同意をしております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、これ観光資源の一つですから、スプリンクラーの設置とかそういうのはあるよね、

当然。その辺はきちんとやるということになって、それは図面上確認してるのか。

○高倉委員長 大内火災予防課長。

○大内火災予防課長 ただいまの委員さんの御質問にお答えいたします。

消防法上の規制につきましては、建物の規模、収容人員、構造とあとは面積、そういったもので規制をかけております。実際のところ、この規模の面積ですと、消火器等しか該当してこないということですので、それにつきまして指導はしております。

ただ、文化財関係になりますと、自動火災報知設備、こういったものが必要となりますけれども、今回のこの物件に関しましては、そういったまだ取り扱いがされていない建物ですので、現時点では消火器の指導等にとどまるものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、今度、歴史文化財課のほうにいくんですけども、そうするとこれはもともと史実に基づいたものをつくるということなんだけども、水戸の指定文化財にする予定もないし、県の文化財の指定も受ける予定がないということの確認でいいですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

市、または県、その上の国の指定の文化財になる場合、建造物要件としまして、50年基準というものがございまして、仮にこの二の丸隅やぐらや大手門が文化財指定になるのは50年先のお話でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 わかりました。

問題は、今50年先という話が出ました。当然ながら、やっぱり水戸市が二の丸隅やぐらをつくるということは、例えば大手門、それから弘道館とあわせて、その世界遺産というものを目指しているわけだよ。そのための付加要件としてこれつくっているわけだから、そうすると、そういう基準がきちんと満たされているということの確認で大丈夫ですね。50年後だからそんなの考えてないよという話なのか、50年後なんだけども、やっぱり水戸市が目指すものは、国指定、もしくはユネスコに登録するような文化財を狙っているんだ、世界遺産を狙っているんだ、その一環として今回補完的要素としてつくるんだから、そういうものはきちんと考えていますよということの流れでいいんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

将来、文化財指定となりますように、その場合には火災報知機の設置などについては整備していく必要があると考えておりますし、また、弘道館を補完する施設としまして、この水戸城大手門、そして二の丸隅やぐらは非常に重要な施設であると考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 確認します。

そうすると、今回のこの6億2,078万4,000円、この数字で、大手門ね、今度つくる瓦塀があるで

しよ。この大手門から立ち上がって、ずっとあの尾根を伝って角まで来て、角から三高の入り口、要するに階段ができるところまで含めて、全部この金額でできるということだというふうにこの契約上見るんだけど、それでいいのかどうか。

それから、ここには水道、電気の設備がないんだけど、これは後づけで出てくるのか。

最終的に、この二の丸隅やぐら、土塀までの総経費というのは、これから想定される、かかるものというのはどのくらいあるのか。これは、二中のほうにも土塀がいくよね、土手の上のほうまで。土手の、立ち上がりはやるでしょ、瓦塀の向こう側。絵で見ると、大手門の両側はこういくようになっているんだけど、それは大手門の工事のほうで入っているから、今回は立ち上がった上から三高のところまでという考え方でいいのかどうかですね。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

今回、議案として出させていただいている金額は、二の丸隅やぐら本体と土塀の本体整備の費用でございます。

こちらの土塀につきましては、あちらの二中側の土塀も含んでいるものでございます。

続きまして、土塁の上を歩いた場合の、仮にもし土塁の上、または三高と附属小の間の通路の整備費などにつきましてはこの金額には含まれておりませんので、追加費用となりますので御理解をいただきたいと思っております。

なお、金額については、まだ確定しておりませんので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○高倉委員長 附帯設備。

○白石歴史文化財課長 失礼しました。

電気などにつきましては、ライトアップなどもする必要がございますし、また、そちらの保守点検や安全管理などをする必要がございますので、電気については引く予定でございます。

水道につきましては、今のところ引く予定はございません。

〔「電気はこの契約の中に入っているの」と呼ぶ者あり〕

○白石歴史文化財課長 すみません。電気は引く予定でございますが、この……

〔発言する者あり〕

○白石歴史文化財課長 細かい工事についても入っていると思いますが、すみません。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 申しわけないけれども、この二の丸隅やぐらというのは史実に基づいてつくるといって、僕らとしては、重要な価値があるんだと思っているんです。そう思っているんだけど、今、史実に基づいてつくるといって、復元するということでも文化財指定に50年かかるというのは、つくるところからすると、復元するのに何でという疑問が1つある。それからもう一つは、今の契約をするときに、例えば電気、水道もエアコンもというんだったら、衛生、給排水、電気というふうに別枠で発注してもそれは工種別だから当たり前前かもわからないけれども、恐らくここに電気をつけるにしても、そんなに大容量の電気を引くわけじゃな

と思うんです。そうすると、工事のときに必ず仮設するわけだよね、これ。ここで電気を使わないという工事じゃないんで、仮設するんだと思うんですよ。そうすると、最初からこの工事屋さんに、仮設は自分のところで引くんだけれども、要するに本電気も入れてもらうということになれば、本電気を入れながら仮設ができるということで、経費的には相当安く上がると、僕の経験上からそう思うんだけれども、そういう手段、手法をやっぴり考えながら、税金の無駄遣いと言ったらおかしいけれども、できるだけ効率のいい税金の使い方というのを考えていただかないと、ただ単に史実に基づいてつくりたいという思いだけで後先考えずにつくって、後から電気を引くとなると、配線を埋めていくんだと思うんだよ。恐らくね。そうじゃないとおかしいでしょ、ところどころに電柱があったんじゃ、復元だと言っているのに電柱が目立って。だから、そうするとやっぱり余計な金が後から後からかかり過ぎる。その辺をしっかりと当初の計画で、建物は建築基準法適用除外で建つのかもわからないけれども、入り口のない建物なんていうのは、本来適用除外があるなしにかかわらず、人の屋敷のところを借りていかなくちゃできないぽつんとした建物なんてないんだよ、一般的には。そうすると、これを建てるときに、どういう利用価値があるのか、どんな使い勝手をするのか、どういうところから人が入っていくことによって、この建物を、6億円、7億円のお金が有効に使われるのかということを考えながらやるということが僕は大事だと思うので、申しわけないけれども、いまだに通路が決まっていないう建物自体が、歴史文化財課というところはそういう発想でもいいのかもわからないけれども、トータル的な考え方をするともう少し税金の使い方、予算の使い方、それから契約の仕方、こういうことを建築課に移管してやっているんだから、建築課はもう少し頭を使ってもいいのかもわからないけれども、そんなふうに思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 すみません。袴塚委員の関連で、確認も含めて質問させていただきます。

まず、先ほど建築基準法の適用除外になって、消防では消防法に基づいての同意をしたという話だったんですけれども、あくまでも図面上でしか見ていないんですか。現場には足も運ばずに、許可といいますか、同意を出しているという形ですか。

○大内火災予防課長 ただいまの御質問にお答えします。

同意に関しましては、あくまでも申請図書に基づきまして、審査を実施しておりますので、現地確認につきましては、完成後に現地に行きまして立ち入り検査を実施するところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。

従来からそういった対応だったんだろうと思うんですけれども、ただ、市民的立場からいいますと、やはりでき上がった後に消防法に基づく指導をしていくというところだと思うんですけれども、図面だけ、現場も見ずに、建物ができちゃった後に話をするというのと、もしくはできる前から、少なくともこの現場だけは見ているというのでは、もしかしたら出てくるお話ですとか注意点というものが変わってくるのかなと思

いますので、これは法令上決まっているのではないのかもしれないんですけども、現場も見ずにと  
いうのは、幾ら適用除外のものであっても、ちょっと怖いなといういささかな不安を覚えましたので、それ  
は意見として申し上げさせていただきます。

あとは、先ほどの文化財のほうの話で、市・県・国に関しては50年先に指定されるという答弁がありま  
したけれども、それは今回復元する大手門と二の丸隅やぐらだけなのか、先ほど、再生整備といった土堀ま  
で含めて50年後にはその基準を満たすんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

建造物につきましては、50年基準というものがございまして、それに歴史的価値や技術的価値、そして  
それが意匠にすぐれているものなどを勘案して文化財に指定されるという可能性がございまして。

一方、今ありました土堀につきましては、基本的に再生でございますので、こちらにつきましては50年  
たったとしても、文化財として指定される可能性は高くないと考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 仮にですけれども、土堀まで再生じゃなくて50年後に指定を受けられるような基準を満たす  
ためには今回どういうふうなものであればできるんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

土堀につきましては、江戸時代にありましたような、わらで練った壁と申しますか、つまり江戸時代の技  
法に基づいてつくったものであれば、将来文化財的価値が高いというふうに認定される可能性はございまして。

一方、今回は二中や三の丸小学校の周辺の白壁、土堀と同じようにコンクリート造でございますので、そ  
ちらにつきましては文化財的価値は高くないだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 質問に対しての答弁は理解はいたしました。

ただ、費用がかさむとか工期がかかるとかいろいろあると思うんですけども、この手の話のときに思い  
ますのは、やっぱり中途半端はやめたほうがいいと思うんですよ。復元するという話と整備するという話で、  
大分意味合いが違うんだなというのも今回理解できたんですけども、やはり水戸が歴史を売りにしてとい  
うんですか、高橋市長がこの間フェイスブックでつぶやいていましたけれども、水戸の人は歴史について語  
る人間はいても、将来について語る人間は少ないというような話がありましたけれども、やっぱり50年先  
のことも考えて、その指定に向ける、またその本気で世界遺産を目指すのであれば、そういったところもつ  
け焼き刃の話ではなくて、きちんと整備できるものにはトライしていくというのも、またそれに伴う予算を  
生み出していくというのも必要なことなんじゃないかなとも思いますので、それであれば当初からわかりや  
すく、隅やぐら、大手門に関してはそれを目指していくとか、50年後のそこに見合ったものを整備してい  
くというような文言が入ってもいいのかなというふうに思いますので、そういった説明に関してはぜひ丁寧  
に、我々にもわかるように、今後も御説明いただきたいというふうに思いますし、最初に述べました、本気

になって世界遺産を目指すのであれば、こういった整備もそれだけの覚悟が必要なんじゃないかなとも思いますので、今回、工事は認めてくれ、進入口は決まっています、回遊性はまだですという話も、何か後手後手のような話に受け取れるところがありますので、これはちょっと意見として申し上げます。

最後に、先ほどの中で忘れていたんですけれども、仮にこのA案をつくる、B案をつくる、C案をつくる際に、特にA案が懸案するところでもあるんですけれども、やはり小学校、また高校がすぐ近くにあるという中で、歩行していくためには両方の敷地と分離を図らなくてはならない。またその通路から校庭等に進入できるようにするわけには決していかないと思うんです。ただ、それだけ密閉した空間とか囲まれた空間にしてしまうと、今度は連れ込みだとか、子どもたち、生徒の安全が確保できない、また何かが起こってもすぐ周りの目に触れられなくなってしまいう等も考えられますので、事件、事故が決してこういった場所で起きないように、ぜひ十分に図っていただければと思いますので、意見として申し上げますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 本発注の工期というのはいつまでなんでしょうか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

工期は300日を予定しておりますので、2020年の秋ぐらいを予定しております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 歩行ルートは別発注という話がありましたが、その決定が難航しているために別発注なのか、もともと別発注という考えで進めているのかどうなんでしょうか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

通路につきましては、決まっていないため別発注でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 少なくとも、附属小は2年半にわたって、いわば迷惑を受けるといいますか、工事の影響を受けざるを得ないということになりますよね。その場合に、A案であろうがB案であろうが、そこからまた別発注ということになると、でき上がってしまった後にまた工事車両が入るということを考えるんでしょうか。

当然、三高側、附属小にも支障物件が多分あるんだろうと思うんですよね。それについては、塀囲いをして新たな歩行ルートをつくる工事が、どれくらい工期がかかるかわかりませんが、お互いにとって少なくとも2年半もかかるのであれば、その範囲の中で全部終わるとというのが、迷惑をかけないやり方というふうにも思うんですけども、その辺はどういうふうにしようと思っているのかお聞かせください。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 二の丸隅やぐらや土塀の整備につきましては、この歩行ルートの整備につきましては、二の丸隅やぐらの完成とほぼ同時にしたいと思っておりますので、二中や周辺の学校に迷惑のかかる時



間については変わりはないというふうに考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、この受注しているJVですね。JVの作業と歩行ルートをつくる業者はまた別になるのかなと思うんだけど、そういうことなのか。つまり、同じ場所で別々の仕事はできないと思うんだけど、どういうふうに捉えればいいのか。今の御説明がこの工期を守った上でどちらの工事も両立するというふうに考えているわけ。そのほうが学校にとって迷惑がかかる期間は一緒にいいと思うけれども、実際上どういうスケジュールなのかちょっと見えないので御説明いただけますか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、完成の時期を同じにいたしまして同時進行を考えております。

〔「違う。そうしたらこの契約そのものがおかしい」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の話だったら、これ当然ながら後工事は随意契約になっちゃうじゃん。誰もやらないよ、別の業者が仕事やってるところなんか入って。こんないいかげんな発注の仕方だめだよ。当然、随契になっちゃうって。工期も一緒ですよ、土塀つくっていますよ、進入路も仮設でやりますよ、そこに入っていける業者ねえべよ。随契になっちゃうよ。見越してやってるの。だから予算も決めていないの。言いなりだよ。今やっている業者は、悪いけれどもほかの業者に頼めるなら頼んで来いって。業者の常識、モラルから言ったら誰も手挙げないから。

これは出直してきなよ、もう一回。じゃなかったら副市長が随契にはなりません、必ず別の業者でやりますという言質出すならいいよ。とんでもない話だよ。

○高倉委員長 暫時休憩します。

午前11時 1分 休憩

---

午前11時16分 再開

○高倉委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議案第33号の質疑の途中ではありますが、その他の議案について審査を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第35号 財産の取得について（可搬型画像伝送システム）について、執行部より答弁を願います。

箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 防滴型ヘキサコプター、ドローンでございますが、こちらにかかります保険契約内容について御報告いたします。

契約会社につきましては、三井住友海上火災保険株式会社でございます。補償期間は1年、保険料は年額7万8,000円でございます。墜落や空中での衝突など、機体に生じた損害に対して支払われる保険金が限度額1,120万円、業務活動中の不注意によって発生した偶発的な事故により、他者の生命や身体を害

したとき、または他者の財産を破損もしくは汚損した場合、いわゆる対人、対物でございますが、損害賠償金として限度額5億円が支払われる内容となっております。なお、この件は今回の契約に含まれるものでございます。

今後につきましては、研修期間に職員を派遣しての複数の操縦者の養成、さらに運用要項など、各種マニュアルの整備に努めますとともに、情報収集活動を目的としましたドローンの計画的な導入、配備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 1年で7万8,000円の保険料、三井住友グループということは、来年度、購入年度はメーカー保証があるよね。これは翌々年度からの話だよね。これは年次更新ですか。それとも、例えば住宅だと5年契約すれば減額になるとか、10年たてば半額になりますよみたいな保険制度というのがあるはずなんだけれども、これはその辺の調査というのはされたんですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 袴塚委員のただいまの御質問の件でございます。

年次契約でございますので、来年度同額7万8,000円の契約が必要になります。

今回は、この1年は今回の契約に含まれております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 さっき言ったのはよくわかるけれども、住宅火災とか自動車なんかにしても、複数年契約というのがあるって、長期契約をすると減額をされるという契約がありますよね、一般的には。そういうふうな制度というのがあるかないかというのをお調べになって、1年しかないんだということなのか、それともその辺は来年度の契約なので、今から調査するよということなのか、そこら辺はどうなのかということを聞いている。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

次年度以降のことにしましては、今後調査をさせていただきます。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 7万8,000円というのは、そんなに小さい金額ではないんで、やっぱり複数年契約をすれば、例えば2割減とか3割減とか、恐らく減額される制度というのが僕はあるんじゃないかと思うんです。ドローンというのは初めてできた商品なので、これから恐らく、割引率がふえてくるという可能性もあるわけだよね。事故がなければ保険ってどんどん安くなりますから。その辺の兼ね合いを見ながら保険の加入については十分検討していただきたいなと、このように思います。

それからもう一つ、今の対人、対物5億円と、それから自損1,120万円と、こういうふうな説明がありました。これは逆に言うと、誰が運転しても大丈夫なの。要するに、今、許可制ですよ。講習を受けた

人が恐らく許可をもらえる制度なんだと思うんです。例えば私はドローンの運転が上手なんでやりますよと言っても、それは許可がおりのかどうか、ちょっと私も認識不足でそこはわかりませんが、この許可を受けるといのはどういう制度になっているんだかわかりますか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

ドローンの操縦者につきましては、国土交通省に申請を出すということを私ども把握しておりますが、どういった内容で報告するのかというところはまだ精査しておりませんので、現時点では明確な答弁ができかねます。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっと、論議のしようがないんだけど、要は、こういう新しい事業を行う、もしくはそういう許可が必要だというときに、大体一般的に認可を受けるためにはどういうふうなことをやるのか、どうすればいいのかということは、どこの業者でも、例えば消防の検査を受けるのだって、何とか通るのうまい方法はないのかとか、こういうふうにすれば何とかいけるのかとか考えるわけですよ。やっぱり許可を受けた人しか操縦できないという制度になっているとすれば、どういうふうにすれば許可が受けられるのか、手を挙げる方式で誰でも取れるのか。それとも、講習制度があるとなれば、講習修了者っていう、例えば、今、民間救急救命士みたいな制度があったと思うんですよ。僕1回目のときに受けて、ちょうど118番の認可番号をもらって、そのまま更新していないんで恐らく切れてるんだと思うんですけども、そういう制度の中で許可がもらえるんですよという、そういうことになっているんだと思うんです。

それで、その保険に入るのはいいんだけど、入って、許可を受けていない人、もしくは現場だから誰が運転するかわからないよね、ドローンの操縦。そうすると、許可を受けていない人が操縦しました。運転免許でいえば、無免許の人が交通事故を起こしちゃいましたというときに、保険が満額出るのか出ないのか、この辺もやっぱり一つのドローンという飛行物体を運転するに当たっての保険制度をうまく活用できるのかできないのかという基礎だと思うんだよ。この辺について、やっぱりしっかりやっていただきたい。申しわけないけれども、委員会での説明が、軽く見ているわけではないだろうけれども、やっぱり出すんだったらしっかり説明つくようにやってもらいたいと思うんです。

もう一つ、今の件は消防長か次長かその決意のほど、1年後だから、もう4月からだからね、買えばすぐ飛ぶんだから。これ、今講習者は複数っていう話をしたけれども、昨日の予算では1人っていう話だった。これまずどんなふうにか、それで責任を持ってやれるのかやれないのか。責任を持ってやれないのに、購入したってしようがないから。それから今の許可の問題、認可者、保険だから、恐らく有資格者が運転していれば満額出る。でも、資格を持たない人が運転したときにどうなのかという問題があると思うんです。この辺は、最初から消防長が答えちゃうと責任とらなくちゃならないから、次長にでも答弁してもらって、それをどんな決意でやりたいと思っているのか、ちょっと聞かせて。

○高倉委員長 石川消防次長。

○石川消防次長 では、袴塚委員の御質問にお答えいたします。

ドローンにつきましては、免許証制度というのをごいませんが、講習を受けるということで操作をするというような形で消防本部としては考えております。予算としては1名でございますが、平成30年度に入りまして、他機関へ出向いたしまして、講習などをして技能講習の取得者を多くしていきたいと思っております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それと、保険は確認してないですね。

○高倉委員長 石川消防次長。

○石川消防次長 申し訳ございません。保険の件については確認してございませんので、今後確認いたします。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、これに当たって、要は消防で買いました。災害がありました。ドローンを飛ばしますよというときに、どういう状況のときにドローンを飛ばすのか、もしくはどんなときにはドローンは飛ばさないのか、誰が判断するのか、その辺の運航基準みたいなものは内規でもうつくっているんですか、つくっていないんですか。

○高倉委員長 石川消防次長。

○石川消防次長 袴塚委員の御質問にお答えいたします。

現在、マニュアル等はつくっておりませんが、消防庁から示されております消防防災分野における無人航空機の活用の手引きというものがございますので、その辺を参考にしまして安全な運航をしていきたいと、安全な活用を図っていきたいと思っております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 国、もしくは消防庁のほうでそういう基準があるとすれば、やっぱり水戸市は水戸市として、きちんと、今度は当事者になるんだから。事故を起こしても何でも水戸市が当事者になるんですよ。そうすると、やっぱり水戸市としてどういう状況のときに飛ばすのか、誰が飛ばすのか、例えば資格者がいないときにはもう飛ばさないと、そういうふうなことをきちっと徹底するのかもしれないのか。この辺もやっぱり水戸市がこれだけのものを買って、そしてこれだけの状況をつくって真摯に当たっていくんだということになれば、せめて買うぐらいまでには運用基準とかを決めて、使い勝手はこうするんですよと、こうすることによってこんなふうな成果があるんですよと、こういうことはきちんとそろえて出してもらいたい。子どもがだだっ子で買い物に当たっているわけじゃないんだから、やっぱりきちんとその辺はやりましょうよ。お願いします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 今、ドローン、ここの名称はちょっと違いますけれども、水戸市でもう2台持っていますよね。副市長。観光か何かで映像を使っていますよね。確認したいと思います。消防でもそれは把握していないのかな。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの田口委員の御質問の件でございます。

みとの魅力発信課で広報を目的に、写真等の撮影目的で導入したということは把握しております。

以上でございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 そうするとすれば、ドローンで簡単ではないんですよ。自分らも農業分野ももちろん先行してやっています。それから、そういう映像の関係でやっている。これ、講習を受けたって簡単な講習ですぐできるものじゃないですよ。そういうのを把握しているかどうかというのをもう一回確認したい。

これ、4月に要るんでしょ。このシステム。そういう中で、購入したからといってすぐ運用できると考えているのか、お伺いしたい。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

まず、講習に要する期間は、今現在市内にある講習機関で2日間というコースがございます。

それから、さらにその技能の習熟等も必要と考えておりますので、恐らく物が入って半年程度の習熟期間が必要かということ、他市、先進都市に確認しまして、そういったことも想定しております。

さらに、このドローンの導入時期、実際の配備、納入時期ですが、この可搬型の衛星通信装置、画像伝送装置の導入と一緒にございますので、10月中をめどに納入ということで、今進めております。

以上でございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 少し時間はあるというような話ですけれども、改めて聞きますけれども、消防救急の場合にはどこでもすっと飛ばせるというようなことを前の委員会で言いましたよね。これ本当なんですか。だって、非常に危険なところもあるわけですよ、火災現場とか何か、緊急の災害現場に行ったら、電線もあるでしょうし、人家もあるでしょうし、また飛ばせない区域というのはよく話題になっていますよね、ドローンを飛ばしちゃだめだと、許可をもらって飛ばさなくちゃだめだというような、そういうのもきちんとやっってくださいというような指導になっているような許可制だと思うんですけれども、それに全く関係なく、消防の場合には現場に行ったらドローンを飛ばしちゃうと。できるんですか、本当にこれ。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

前回答弁させていただきました消防防災分野での捜索、救助での航空法上の適用除外という規定がございます。ただし、今、田口委員がおっしゃったとおり、電線の状況だったり、もちろん気象条件、その他ございますので、そういったものをこれから策定しますライブマニュアル等にきっちり盛り込みまして、安全管理、整備上の指針、そういったものをしっかり位置づけたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 このドローンは、この機動指揮車に装備しておいて行くという感じですよ、これ。この機動

指揮車というのに搭載しておいて、そこから出動するという感じなんでしょうけれども、今、袴塚委員さんからも言われましたが、例えば複数の方が講習を受けてドローンの運転をできるようにするというだけでも、これ車1台ですよ。そうすると、そういう出動する体制、ドローンは映像を撮るのに毎回出動するんですか。今、違うシステムでやっていますよね。そのかわりになるために、毎回この撮影に行くのか。あるいは機動指揮車1台という体制の中で、それは果たしてできるのか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

まず、ドローン及びこの画像伝送システムを使用して映像を伝送するという、その資機材を活用する要件としまして、もっとも必要性があるのは地震等の大規模災害、広範囲な災害でございますので、まず、その大きな災害という要件がございます。ですから、一定規模、例えば、市内で想定される、昨年アスクル倉庫火災とかございまして、ああいったものは地上からはなかなか災害の全体の状況が把握できないということでドローン等を活用して、上空から俯瞰的に映像を撮影し、延焼のぐあいを調査したとか、そういった事例もございますので、私どももまず大前提は地震などの大きな災害、水害も含めまして地上から全体の状況が把握できないような災害を第一条件と考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 じゃ、ふだんは飛ばないということで、大規模災害の状況を上から把握したいような場合に限る。それはあんまり要らないですよ。緊急にたびたび出動するんだったらあれだけでも、そんなに複数と言っても人数もあんまり要らないし。何か、しょっちゅう使うのかと思った。そのために、大規模災害の基準はわかりませんが、そのためにこの1台を買うということでもいいのかな。ふだんは使わないと。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

まずドローンを使つての高所、俯瞰的映像というのは、現行の画像伝送システムがございまして、それがNTTの塔の100メートルの位置にございますので、その代替ということがまず最初の私どもの考えでございます。

地震等大規模災害であれば、その地点に行つて映像等も撮れるわけでございますが、もう少し一般的な市内での災害。もう少し考えますと、雑踏警備等でも他市では運用している事例もありますので、今後その辺のところも、大きなイベント時の人出のぐあいとかですね、消防で特別警戒という位置づけで出動しておりますので、そういった場合の情報収集とか、いろいろなものに活用できるかなということで検討もしております。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 幾つか質問させていただきます。

今の田口委員の関連で先に質問すると、通常火災のときには出さないんですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの小泉委員の御質問の件でございます。

通常火災、この街区の中の1棟、2棟、通常に発生している火災では、今のところこのドローンを出動させることは考えておりません。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 すみません、ちょっと私自身の認識が違ったんですけれども、NTTにある今のものの代替という形はもちろん理解はできる、それは大きな弾みになってこのタイミングで入れるというのは認識はできたんですけれども、やはり操縦者の修練を上げる意味でも、また通常のドローンを使った情報収集というノウハウづくりでいったらば、通常火災でも、やはり出すべきなんじゃないかなと思います。これは、水戸市のマニュアルができていないので、今は答弁もなかなか難しいところがあるのかもしれないんですけれども、いきなり大規模火災になって、一応ドローンの使い方はわかっていた、じゃ、そこで本当に効果的な運用、情報収集というのができるんですかね。僕は、もう通常火災のときから、3カ年の実施計画をつくるかどうかは別ですけれども、やはりこれだけの費用をかけて新しいものを導入するわけだから、きちんとそこでの得られる情報というのを使っていくべきじゃないかなと思います。

例えば、通常火災であつてもどのように今消火活動が行われていて、避難する人が必要なのか、また交通渋滞がどうなっている、分団員がどういうふうに配置されているとか、それは本当に今地上目線でやっているものが最善のものなのかどうか検証する材料にも後々なっていくんだと思うんです。そういうのを考えると、間違いなく通常火災であつても運用をしていくべきもの、またそのツールなんじゃないかなというふうにも思いますので、それはマニュアル作成ができてこないとなかなか難しいんでしょうけれども、大規模のときだけいきなり使いますというためだけにずっと置いておいても仕方ないと思いますので、それはちょっと意見になりますけれども。

それで、水戸市の運用マニュアルというのはいつごろを目途にできるような話になりますか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

運用マニュアルの策定時期ですが、私どもの課で担当して作成してまいりますので、できるだけ早い段階でその位置づけをつくりまして、職員研修、その配置表の運用等を決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 確認になりますけれども、この可搬型画像伝送システム一式というのは、導入は新年度で4月1日は日曜日ですから、2日月曜日からになるんですか。どのタイミングから導入といいますか、整備がされるという形になりますか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

納入時期が10月中と、今、業者と最終的な詰めをしておりますので、その時期と思われます。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 確か前回の委員会でもあったかなという話ですみませんでした。

それであれば、やはりその導入前までには、マニュアルの話でいきますとつくっていくという話だと思うんですけども、一応確認でそういった認識でよろしいですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの件でございます。

新年度もできるだけ早い時期にマニュアル類を策定したいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ぜひ少しでも早いタイミングで、またその間にいろんな情報収集ですとか他自治体、先進事例も勘案しまして、水戸市版も早期につくっていただければと思いますのでお願いいたします。

そして、この1年間で三井住友海上火災保険さんのほうで7万8,000円という話ですけども、これは相見積もり等々はとったんですかね。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

この保険に関しましては、今回の契約の中に含まれておりまして、ドローンを製造しているメーカーが推奨する保険内容ということで、この内容となっております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 先ほどの袴塚委員のときの話と若干違う気もするんですけども、一応その附帯のような形で今回の一式の中に保険商品も入っていると。保険も商品という扱いだと思うんですけども、それを次年度以降というのは継続で、支出を抑える意味でいうと、先ほど袴塚委員からあったような複数年のものは割引率が生まれるのかどうなのか、もしくはほかの保険会社さん、たくさん4社5社ありますけれども、そこから翌年度以降は相見積もりをとっていくのかというような考え方はどのようになっていますか。ずっとこの三井住友との随契でいくんですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

先ほど袴塚委員からもお話がありましたが、私どもとしましては来年度以降もまた保険はきちんと精査しまして——いろんなタイプがございます。きちんとその辺も見きわめて決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ぜひそのような形でお願いをしたいと思います。

あと、先ほどの1名を研修に出すという形で予算を1名分計上しているというような答弁がありましたけれども、これは議案書②の191ページの消防職員研修費の中にその額が入っているということですか。あ



と、その額も決まっていれば教えていただきたいんですけども、お願いいたします。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

1名はこの本契約の中に含まれているものでございます。この1名分の研修費というのは本契約の中に含まれております。

さらに複数名ということで、研修費を今後考えてまいります。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうしますと、もともとの認識とまたちょっと変わってきている部分があるんですけども、予算を計上しているというのは、この契約の中に附帯で1名分が入っているのです、その他の複数分というのは計上していないということになると思うんですけども、それは間違いないですか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

研修費には含まれておりませんが、内部で今後調整して捻出というふうを考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 先ほどの答弁で、水戸市内の新しくできたところなんですか、研修に行くという話がありましたけれども、そこに行くというのが間違いないかの確認と、この予算内訳の中での1名分の予算割り当てというのは幾らになっているんですかね。今回の契約の中での。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

まず、この画像伝送システム全体の契約の中からの研修先は、ドローンの製造メーカーの推奨しています千葉県内の研修機関とあります。そちらが全体の経費の中で約28万円となっております。その後の、別途消防費の研修費の中からの研修に複数名行かせる件でございますが、そちらはまだ確定しておりませんが、水戸市内の研修機関を現在考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。

先ほど来の袴塚委員、また田口委員のときの答弁の意味合いとちょっと受け取り方が変わってくるんですけども、予算1名分が計上されているので、水戸市内のところで研修に行かせると、それを今度複数名研修に行かせられるようにしていくというような当初の答弁だったような気がするんですけども、それは、今、御答弁いただいた答弁で間違いないということなんですね。千葉のほうに、もともとのこの契約の中にメーカーさんが推奨する研修先があって、最近千葉がこれで有名になっていますけれども、そこで28万円1名分が載せられているので1名を出すと。2人目以降に関しましては、次年度の中で複数名予算を計上して、市内の新しくできたところだと多分けやき台のほうの話だと思いますけれども、そこでやっていくというような話なんだと思いますけれども、その答弁で認識をいたしました。

それに伴って、袴塚委員の話でもありましたけれども、その保険適用者がどのような形なのか、研修を受けた人間なのか、あくまで消防職員であれば誰でもいいのか等々も、ぜひそこは今後確認をしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほど申しましたけれども、運用の部分に関しては、ぜひ通常火災の部分も視野に入れて、情報集積もそうですし、水戸市としての消防のマニュアル、ノウハウをさらに高めていくという部分になると思いますので、ぜひそこは意見として申し上げさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 皆さんのいろんな質疑を聞いて大変わかったと思っはいるんですが、1つだけ聞きたいのは、NTTにカメラがありますよと、それは老朽化しているので代替ということで御説明ありましたが、少なくとも老朽化しているにせよ、固定カメラでずっと、今、市内を見ることはできるわけですね。例えば、あそこで火が上がって煙が上がっているとかいうことがあっても、結局出動は通報であったり、覚知されて出ていくという関係なんだろうとは思いますが、ドローンというのは大規模災害のときしか出ていかなければ、その何ていいますか、今、古い固定カメラの代替機能としては全てをカバーできないんじゃないかとも思うんですけど、その辺はどういうふうに認識されているのかお聞かせいただきたい。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの田中委員の御質問の件でございます。

まず、この可搬型画像伝送システムと現行の固定型のものとの比較検討を当初には行いました。固定カメラ、現行のものは速報性といいまして、常時見られる状態にはございます。ただ、市内に死角がふえておりますので、建物の高層化が進んでおりますのでそういった観点、それと、可搬型ですと先ほど申しましたが、大規模災害以外の部分でも展開性が今後含まれるということもございます。それと、賃借料その他補修を含めた経費の部分、そういったもので判断いたしまして、今回可搬型のシステムといたしました。

以上でございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

木本委員。

○木本委員 関連で私も実は質問したかったんですけども、本来、今の画像伝送システムが老朽化したんで、これを代替するという話だったじゃないですか。ただ、代替したものが、今、田中委員が言ったみたいに、大規模災害のときしか使わないとなると、ふだん通常火災のときにカメラを見ていましたよね。これが秋以降は見れなくなるということは、実際の消防活動にとって、これがなくなってもそこまで重要なものではないということなんですか。ふだんは通常火災でもそこにカメラがあって、どこで火災があるかということを確認して、救急と消防が走っていたんですけども、これが秋以降は見れなくなると。ただ、見れなくなったとしても、別に実際の消防活動や救急活動にとってそこまで支障を生むものではないということだからなくすということですよ。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの木本委員の御質問の件でございます。

現行の画像伝送システムの映像、画像を見る操作台というのは旧北署の後ろにあります旧通信指令室の中にございまして、平成28年5月からデジタル化されまして、指令センターにそこで行っていた業務が移行しました。その後、あそこは現在無人でございますので、今お話ありました通常レベルでの高所カメラの活用というのは従来から見ますとかなり減ってきております。特異な場合で、そちらで見てくれとかという現場の声があった場合には、そちらに職員が移動してとかという変則的な運用をしております。

先ほどからありました通常レベルでの高所からの映像、画像の入手というのは、もちろん私どもも必要性はございますので、今後ドローンが複数展開されてまいりますと、要は固定カメラが市内何カ所にもあると同じような状況がつかれるかなというのも、今後の一つ考えとしては持っております。要は、出張所も含めまして、各消防署に1台ずつあれば、そうすると11カ所でドローンが上がるわけですから、その高所から確認するということが今後の計画の中ではそういうことも含めていけるかなということは考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 今の御説明ですが、今はもうすでに高所の画像確認システムというのは通常使いはもうしてなくて、必要性があるときとか何かしらケースによっては使うぐらいの程度になってしまっているということですね。それよりは、こういった可搬型に変えていって、より臨機応変的な対応をしていったほうが現実的なニーズだろうということでございますね。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 今のやつの関連で、要はその高所からのカメラの代替でドローンという話ですけれども、常にドローンを上げているわけではないですよ。どこの自治体でも消防関係の施設とか見に行くと、必ず市内に、熊本なんかもそうですし、この間行った所もそうでしたけれども、必ず定点で360度カメラで見渡せるようなものがあると思うんですよ。それはなくなっていいものじゃなくて、それによって得られる情報というのは今のドローンに比べれば少ないのかもしれないんですけども、それがなくなっていいわけではないんだと思うんですよ。考えたときに、例えばNHK水戸放送局で持っているカメラ等々、そこも結局NTTと契約してというのもありますけれども、何か一応の最低限の情報収集の意味合いでの定点カメラというのは必要なんじゃないかと思うんですよ。それも自治体が持たないというのであれば、どこかその他の部分との包括になるのか災害協定になるのか防災協定になるのか、そういったもとの情報をいただくというようなものも一つなんじゃないかなというふうにも思いますので、ちょっと長くなってもしょうがないので意見にしますけれども、そこはぜひよろしく願いいたします。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これは12時で休憩するんですか。それとも、これをやっちゃうんですか。

○高倉委員長 これだけは終わらせます。

○袴塚委員 先ほど、講習者は1名という答弁だったように思うんですよ。昨日の説明では千葉に行くという。今日は千葉をやめて水戸に来るのかなと思ったら、千葉も行くし水戸も行くという。これ同じ人が行くんですか。1名しかやっていない、1名取得の予定ですよ。先ほどの次長の答弁でも、今回は1名の予

定ですよということがありました。

それで、それはちょっと僕と田口委員さんのときと小泉委員のときは、ちょっと何かどっちがどうなのかよくわからないけれども、小泉委員は体が大きいからきっと小泉委員のほうが正解なのかなと思うんですが、それがどうなのかというのが1つ。

それから、災害時しか飛ばないということなんだけれども、これはGPSはついていないんですか。GPSがついているのかついていないのか。それで、GPSがついているとすれば、例えば、火事です、どちらですか、住所はどこですか、どんな状況ですかというのを覚知すると、一斉に下に流れてきて現場は出勤。で、さらに詳しい状況を聞きながら——これ救急も一緒だと思うんですよ。で、現場情報を流すというやり方だ。で、覚知ができれば、今、車でも、事故がどうかはわからない。今、ドローンを使って宅配やろうとしている。そうすると、GPSを積んでいけば、例えば人が運転しなくたってGPSだけばつと入れてあれば情報だけ流してやれば、自分で飛んで行って映像を流して、現着までには映像状況がどうなのか本部にも流れて、本部が的確な指示ができる。こういうふうなことも逆に言うと可能なはずなんだよ。わざわざ人が運転しなければ、今、この時期にヘキサコプターに400万円をかけて買うということになると、当然僕はそんな機能もついているだろうと思うんですよ。そうすると、災害時だけではなくて、結局、常時フル活動、例えば、先遣隊っていうんだかなんかかわからないけれども、一等最初現場に到着する人がいるよね。で、どういう状況だということを本部に報告して、さらに増員が必要なのかどうか、第二次災害なのか第三次なのか第一次なのか、その判断をして各署に応援を頼むか頼まないかと判断していると思うんだよ。そういうふうな判断も、いち早くGPSを積んでおけば、発報がありました。た一つと飛んでいきました。現場から流れました。いや煙は出ていません。じゃ、確認だけにしようかとかという、そういう使い方というのができないと何か今買う意味がないのかなと。こういうふうに思います。

で、もう一つは、さっきの予算の中で、講習の費用が入っているということになると、購入段階でね。そうするとメーカー保証というのはないんですか。さっき、前の説明ではメーカー保証が1年あるので保険は1年後ですよと、こういう説明で私が聞いたならばそうですよという話を何かいただいたような気がするんですけども、小泉委員の質問に対しては、1年目からそれはセットになって入っているんだというような説明がありました。まだ私が聞いてから30分ぐらいしかきつとたっていないかと思うんだけど、その中でどういう変化があったのかよくわからないんですけども、ちょっと二通り出てきちゃった。講習の問題もそうです。

もう一つは、3,888万円という数字を積み上げていくと、どうもおさまらない。だから、これも3,888万円という数字が、昨日、可搬型衛星通信装置というのが3,000万円だとか、ヘキサコプターが400万円だとかといろいろやった。諸経費も253万円ですよという話をした。話を聞いて積み上げるとどうも積み上がらない。で、アンテナの保守点検が80万円、ドローンの保守点検が30万円。そうするとこれも当初契約に入っているのかどうなのか。話を聞いていると、どんどん疑問が多くなってしまいうような話なので、これ1回整理してちゃんと僕らに、皆さんはわかっていると思うんですよ。ただ、僕がまだ理解できていないので、僕にわかるようにちょっと御説明をいただければ大変ありがたい。

○高倉委員長 その件、何度も同じ質問が出ていますからね。きちっとわかりやすいように説明してください

い。

箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの件でございます。

今回、研修の分でございます。研修につきましては、この契約の中に1名分、千葉県内の研修機関に派遣する分の経費が含まれております。水戸市内のというお話は、来年度の消防本部の研修費の中から捻出して派遣を考えてまいりますということで、間違いなく1名分の操縦者養成はこの契約の中に含まれている。

〔「幾らぐらい」と呼ぶ者あり〕

○箕輪消防救助課長 28万円でございます。

〔「内訳はどこに入っているんですか」と呼ぶ者あり〕

○箕輪消防救助課長 項目の中に。

〔「今答えて大丈夫か」、「聞いてまた違ったら困っちゃうぞ」と呼ぶ者あり〕

○箕輪消防救助課長 じゃ、もう一度整理させていただいて。

○高倉委員長 じゃ、これもう一回整理して、再度御答弁ください。

暫時休憩させていただきます。

午後 零時 5分 休憩

---

午後 1時 6分 再開

○高倉委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、引き続き、議案第35号についての質疑を行います。

それでは、執行部より答弁を願います。

箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 私の答弁が至りませんで、大変御迷惑をおかけいたします。

もう一度整理して御説明いたします。

まず、現時点での仮契約の内訳、金額をもう一度御説明いたします。

可搬型衛星通信装置、こちらが3,162万円でございます。

防滴型ヘキサコプター、ドローンの部分でございますが、こちらが424万円でございます。うち、この中に操縦者講習経費として1名分28万円が含まれております。

次に、ウェアラブルカメラ、こちらが49万円でございます。

最後に、その他諸経費でございます。253万円でございます。こちらに、初年度分の保険料7万8,000円、本日冒頭に御説明いたしました保険料7万8,000円が含まれております。

機体に対するメーカー保証は、別途瑕疵担保期間1年となっております。

以上が、全体の金額の内訳並びに操縦者講習経費、保険料の御説明といたします。

以上でございます。

○高倉委員長 それでは、質疑のある方発言を願います。

小泉委員。

○小泉委員 ささまざまな審査が進む中でようやく出てきたなという額になるんですけども、これでいいますと、例えば当初の説明の額というのはその根拠は何だったんですか。例えば、3,000万円という可搬型のものであれば162万円上がって、ヘキサコプター24万円、それでほかはウェアラブルが45万円という話だったんですけども49万円。最後のその他諸経費も含めてというのが、僕ら350万円と多分聞いていたと思うんですけども、100万円近い差が生じているという、その部分は何でそんなことが起きたのかというのをちょっと説明をいただきたいと思います。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件でございます。

単純に私の要約、四捨五入とかという計算でミスしたものでございます。大変申しわけありません。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 何ていうんでしょう。人的なミスという話になるとそれ以上追跡してもというのと思うんですけども、ただやっぱりこの予算を議決案件として認めてくれという話なわけですよ。で、その説明根拠の部分での数字が全く認識違いなのか、四捨五入でも100万円単位は変わらないと思うんですよ。例えば、その他の350万円の説明だったものが253万円という話は、もう四捨五入の話で間違えられるレベルではないと、ちょっと超えているんじゃないかなというふうにも思いますので、これもう委員会全体の話につながってきってしまうと思うですよ。やはりそういった数字の話だとか、1円たりとも税金の話にかかわってきますので、我々はそれを議決する側、審議する側、またその場がこの文教福祉委員会だと思いますので、この数字の説明というのはきちんとした根拠のもとに御説明をいただかないと、審議の土俵に上がれないと思うんですよ。

そこに関しましては、いつまでも言ったところかどうかというところがありますので、これ以上は私からは控えますけれども、ほかの委員の方がいますからあれですけども、そこに関してはぜひ一番最初の説明段階から、きちんとしたものを審議として上げていただきたいなというふうに思いますので、今後どうぞよろしく願いいたします。これは委員長にも、諮っていただければと思いますのでお願いします。

○高倉委員長 ただいま小泉委員から御発言ございましたけれども、審査に当たっての数字ですね、金額であるとか、これは正確なものをきちっと出していただくというのが前提になりますので、この点はよろしく願いしたいと思います。

〔「委員長、休憩前に袴塚委員がいろいろ質問した気がするんですけども」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 午前中いただきました袴塚委員の御質問の件でございます。

GPSを使ったオートルート機能でございますが、本機にはその機能はございます。ただ、その運用に関しましては、これから検討、今の時点では検討事項でございます。

以上でございます。

〔「消防で誰も質問を書きとめてる人いねえの。いいかげん過ぎるん

じゃねえか。委員の質問ぐらい覚えてて答えるよ。委員会やってらん  
ねえよ、こんなんじゃ」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 消防長。

○根本消防長 もう一点、操縦者の人数についての御質問がございました。これにつきましては、この契約の内容で1名を養成するというのが含まれてございます。また、このシステムを運用していく上で、さらに複数名操縦できる者の養成をしていければということで、これについては研修経費の中で何とか対応してまいりたいと、このように考えております。

また、GPSにつきましては、先着隊に先行して現場を確認できるような方法を使うことによって効果的な運用ができるのではないかなという御質問がございました。これにつきましても、運用のマニュアルをつくっていく中で、また実際に現場で活用していく中で、より効果的な運用を図ってまいりたいと、このように考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 あのね、今の答弁の中で、予算説明の中では講習会費は1名分見込んでいますよという答弁があったんだよ。そうすると、メーカー対応が1名、それから講習会対応が1名、これ2名ではないですかと、数字が間違っていないかという話だよ。

それから、例えばGPSを積んでいるか積んでいないか、GPSを使ったときにどういう使用ができるのかというのは、これ購入前の話だと思うんだよ。この機械を買ったときに水戸市はどういう使い方をするんだ、だからこれが必要なんだ、だからこれなんだと、こういうことでしょ。そういう検討はやっているの、やっていないの。ただ単に、消防庁かどっかが言うから、これ水戸市で買ったらいいだろうと、こう言うから買ったと。こういうことなの。だって、買って災害時しか使わないということ自体が、逆に言ったら、今、スマホでも何でも幾らでも状況は飛んでくるよ。周りから10人で撮ったら10人の画面が飛んできて、総合的に立体的に把握できるよ、今。3,800万円も4,000万円もかけなくたって。そういう時代なんだよ。なのに、3,800万円もかけて3,162万円のシステムというのは、本当に大災害時しか使わないよ。一般的にドローンのカメラで本庁へ送ってきた画像を分析すればいい話だよ。

で、そういうこの機械を買ったときに、水戸市の消防本部としてはどういうふうなことに役立てて、どういうふうにするかっていう論議は、逆に言うと今私が言っているようなことは、それは当たり前と考えられることだと思う。この私の頭で考えられるんだから、若い皆さん方の頭はもっと発想的だと思うんだよ。そういう検討というのはやっているの、やっていないの。なぜやらないの。

○高倉委員長 根本消防長。

○根本消防長 ただいまの御質問でございますけれども、まずドローンを含むこの可搬型のシステムを導入する時点で、大枠での考え方としては考えてございます。また、その活用についてでございますけれども、私どもで考えておりましたのは、基本的には目視での運用ということを考えておりました。また、大規模災害以外の活用ということにつきましては、内部でも話し合い、意見交換の中で水難の救助の際など、これは日常でも起こり得る災害でございますけれども、上空からの俯瞰映像、これが有効であるということなので、そういうときにも運用を図ってまいりましょうというようなことは検討しておったところでございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 現場に詳しくない消防長が答弁しているから大変だと思うんだけど、例えば水害が起こりそうだと、大雨が降っている、河川がどうも危ないね、どうすんだ。これは逆に言ったら、一番ドローンが飛びやすい環境だよ。このドローンを買うということは、この使い勝手が物すごく広がるんですよ、広範囲に。この活用方法というのは、そんな災害時だけの話ではないんだよ。そういうことをやるときに、こういうときにも使える、この使い勝手はこんなふうになればオーケーなんだ。わざわざ消防車で指揮者が那珂川まで行かなくて、河川にGPSで飛ばせば、もう上流から下流まで全部映像で見られるよ。幾らでも。そういうふうなことがあるから、このドローンに決めたんだという話ならいいけれども、何か僕はこのドローンが買いたくて買っちゃっただけで、あんまりこの使い勝手というのは内部で調整されていない、もしくは調整していないのではないかなというふうに思うんですけど、これは現場対応する次長さんどうなの。そういう対応は、今、根本消防長が言ったような状況で、これからの話なの。それとも、内部で買うときにこの機種が選ばれた。これ1機種しかないから選ばれたんじゃないで、ドローンにカメラを積んで画像を送ってくるシステムというのは今幾らでもあるんだ。なぜ、この3,162万円もする平面アンテナというのは、これアンテナ屋さんだったらどこでも売っているんだからね。BSで受ける、CSで受ける、1枚でBSもCSも角度が違うのが受けられる、それでテレビで見られる。そういうアンテナというのは幾らでもあるんだよ。そういうふうな流れの中で、やっぱりこれがいいんだということになったのには、もう少しやっぱり、ただ買いたいだけじゃなくて、中で真剣に論議してよ。こんないいかげんな形の中で我々に説明して、それで、説明したのが二転三転する。保険の問題についても、1年目は保証期間ですよという話だったんだね。で、2年目から入りますよという説明だったんだよ、最初は。そういう質問があったらばそうですと。で、2年目から入りますよという説明で、ついさっきまでそういう説明だよ。それが今度は変わっちゃったと。これって、今まで僕も長い間この委員会に所属させてもらっているけれども、こんないいかげんな説明を聞かされて、うんて言ったことはないよ。その辺はどうなんですか。どこまで検討してどうなのよ。

○高倉委員長 石川消防次長。

○石川消防次長 それでは、袴塚委員の何点かの御質問につきまして御説明をさせていただきます。

この可搬型画像伝送システムの導入につきましては、固定カメラ、NTTの塔の解体に伴いまして、どのようなものがよいかということで、それでは可搬型の画像伝送システムが、国のほうへ画像を送ったり災害対策本部で画像を使ったり、それが一番いいのではないかとということでこの導入に踏み切ったわけでございます。

活用方法としまして、委員さんから御指摘ございましたように、水害関係、水位の上昇とかそういうものにつきましては、例えば、水府橋近くの建物の上空に上がってそこからドローンを飛ばしたりとか、そういうことで水位の情報とかそういうものを収集しようというようなことも考えておりました。水難救助も年間何回かございますので、防災ヘリが来る前とか、そのような形でヘキサコプター、ドローンを飛ばして、上空からの俯瞰映像により、要救助者の救出救護に迅速に当たっていきたいというようなことも検討はございました。



また、火災の建物の拡大状況とか、部隊の展開、そういうものにも使えるんじゃないかというようなことも、私どもはちょっと考えてはいたところでございます。そういう中で、可搬型画像伝送システムを導入いたすような形として、消防長からも答弁ありましたように、内部でそのような形で検討はした経緯がございます。

それから、保険につきましてはちょっと整理させていただきますと、先ほど諸経費の中で253万円の中に保険料7万8,000円ということで報告をさせていただいたところでございますが、それにつきましては、箕輪から冒頭に御説明あったかと思うんですけども、動産の補償費、損害賠償金としては1,120万円、対人、対物としまして5億円の掛金ということで、この諸経費の中に入っているものでございます。これが、1年間ということでございますので、その1年後、平成31年の10月ぐらいになるかと思いますが、その辺についてはまた改めて有利なところの保険を選びまして、継続して保険に入っていきたいと思っております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 まず、御説明ありがとうございます。

恐らく、今、説明している、袴塚委員の質問に説明している部分と、説明していない部分があると思うんですけども、要は、袴塚委員の質問は、今回、経緯は可搬型になったというのは今の御説明でよくわかるんですけども、ただ、今の質問だと結局その3,800万円というのが高いわけですね。今のさまざまな最新の機器からすると、もっと安い物もできるんじゃないかと、低コストで。ただ、とはいっても今回消防長はこれを選んだということは、恐らくいろいろと参考にした場合に、いろんなスペックを参考にした場合、3,800万円かけてもいいだろうと、場合によっては恐らく今の機材だったら、はっきり言ってドローンなんて多分十何万円払えば4Kカメラを積んで飛ばせますから、映像も来ますし。アンテナだって、今、3,100万円していますけれども、別にそれにしなくて普通できますよね。ただ、これを選んだというのはそれなりの理由があるからだと思うんです。他とは違う何か。そこがよくわからないので、何でなんだという部分なんじゃないかとも思うんですけども。なぜこんな高い物を選ばざるを得なかったのか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの木本委員の御質問の件でございます。

その通信についてですが、今回衛星を使った通信を選択しております。それ以外、スマホ、タブレット型端末を使っただけのインターネット環境を使用している通信機器も多数ネットワークもつくられております。

なぜ、衛星回線を使用したものを選択したかという点でございますが、現行のものは現在、大町の塔にカメラがあり、北消防署のほうに大きなパラボラアンテナがある。今、衛星回線を使用した画像伝送システムでございまして、これは平成7年の阪神・淡路大震災を契機に国の施策としてそういったものを導入したものでございます。その更新ということで、衛星回線を選択しました。衛星回線はライフラインが途絶するような大きな災害でありましても、最後まで生き残る通信手段ということで、消防防災分野でのまず第一次的な情報収集、映像画像を収集するという機能から考えまして、衛星回線でのアンテナと通信方式を選択しております。

以上でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、御説明ですと、結局自治体が通信衛星を使ってこういった災害時に対応しようとした場合には、おのずとここになってくるという話ですよ。それを取り扱っているのがこの業者1社だけということなんで、衛星を使った自治体がそういった緊急対応時、衛星もしくは伝送システムを選考しようと思った場合にはおのずとここになってしまうと。それが選定理由の一つであるということですね。

私からは以上です。

○高倉委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 そういうふうなことで、なぜこれが選ばれたかっていうその部分と、それからどういう使い勝手をするからこれがいいってなったんだというところについては、極めて説明不足。そして、何かよくわからない。しかし防災という観点からすれば、やっぱりなくてはならないということなので、それは認めてもいいんですが、もう少しやっぱりこれだけの議案を出すという気構えというか、どういう検討をしたんだと言ったときに、俺が言ったことを全部言われたって、本当に検討したのっていう話しかないですよ。だから、やっぱりここに提案する、議員の皆さん方に理解してもらおうというためには、もう少し使い勝手の問題とか、それからこれを購入したときの使い方、それから活用の仕方、それが市民生活にどういうふうな影響を及ぼすのか、こういったことをもう少し整理をして、そして議案として出していただかないと、聞くたびに答弁が変わっちゃうような、そういうことでは我々としても審議できないよ。だって、さっきの話違うよ。今度はこれだよ。いや、そう言ったけれども実はこうだったんだ。だから、数字も小泉委員からも話が出たけれども、1万円、2万円の差はいいよ。だけど、これ一番多いのは162万円違うんだ。で、その次に97万円も違う。こういうことは、消防だからお金に関してはシビアでないのかもわからないけれども、でもやっぱり血税を使わせていただいているという、そういうことをもう少し理解してもらって、しっかり積算する、そして使い勝手を考える、使用方法を考える、どういうふうに市民に利益をもたらす、これをやったために市民に対してどういうサービス、安全が提供できるのか、そういうことをきちんと整理をして、そして出していただかないと、やっぱり我々としてはなかなか、はい、そうですかというわけにはいかない。こういうことだけ申し上げておきます。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

田口委員。

○田口委員 確認の意味で、このドローンに対しては飛行時間15分と書いてありますけれども、作業によってはそれ以上の時間、ドローンというのは非常に電池パックの関係の消費が多いということで、この中の経費に入っているかどうかわかりませんが、そういう装備の点では万全を期しているのかということ。あとメンテナンスを含めて。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの田口委員の御質問の件でございます。

電池パックは、飛行時間15分というのは、ワンセット2個機体に積んでおまして、それで15分。そのセットを4つ、計8個の電池を買っておりますので、4セットございますので、15分掛ける4倍の時間は、電池を交換しながら、一旦おりの必要はありますが、4セットこのシステムの中に含まれております。

以上でございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、それでは、付託議案につきましては、議案第33号を除き、一通りの質疑を行いましたので、これより議案第33号を除く各議案について、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いをいたします。

初めに、議案第3号 水戸市医師修学資金貸与条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第3号について採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 私は、本議案について質疑でも申し上げた利用回数の多いケアプランの市への届け出制の導入という点について賛同できませんので、反対の意見を述べさせていただきたいと思っております。

審議の中で、回数制限や一律カットするものではないというお話がありましたが、もともと話題の財務省から適切な利用の徹底をとという指摘があって厚労省側で検討がされたという経過があります。厚労省の調査で、ほとんどが適切利用だというふうには認められたわけですけれども、今回届け出制をとるというふうになりました。それが、ケアマネジャーのケアプランをつくる際の事実上の上限になるのではないかと、あるいは利用制限につながるのではないかとという福祉関係者からの懸念の声も強く出ているということでもあります。水戸市の運用においてはもちろんそうしたことのないように求めるわけでありましてけれども、今回、ひとり暮らしの認知症の方だとか、手厚い支援が必要な方はたくさんいらっしゃると思われまして、そうした制限につながることはないよう求めたいと思っておりますが、本制度の導入については賛同できませんので反対をいたします。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第4号について採決をいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第9号について採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 本議案は、国民健康保険の都道府県単位化に合わせた定義の変更というものでありますが、私どもはこの県単位化そのものに反対をしてきました。その理由は、県が求める納付金を一方的に示されて、自治体はそれに応じた税率改正、つまり値上げ改定を余儀なくされるおそれが強いということにあります。

来年度については、水戸市は国保税の税率改定はしませんでしたけれども、今後一般会計の繰り入れも制限されたり、あるいは医療費削減自治体に対しては重点配分をするという仕組みもセットで組まれておりますので、今、国が言っている3,400億円という手当についても、全国知事会などは1兆円規模にすべきだという主張もしている中で、大きな乖離がある中で、この県単位化が非常に被保険者の負担増につながりかねないというふうに思いますので、本案については反対をさせていただきたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 この保険税の改正は、今後、県から示されるわけですがけれども、委員会の中での説明でも2年前のことを算定の基準とするというようなお話もございました。県全体が医療に関して不満といいますか、十分な援助を受けられるような体制を整えるというような話でありますけれども、水戸市においては、今回は据え置きというような形をとられたということですが、いずれにしても今後県が算定して、示されて、それを納付するというような形になるということですので、ぜひともこの医療の料金というのも算定の基準に入っているということなので、健康づくり、あるいは保険料の徴収というような点で健全な保険税に対する運営をしていただきたいという意見を申し上げて、私は賛成するものであります。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第10号について採決をいたします。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第12号について採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 水戸市地域包括支援センター基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第13号について採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第14号について採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第15号について採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第16号について採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 水戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第17号について採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成30年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分、第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 来年度予算について2点反対の理由を申し上げさせていただきたいと思います。

1つは、いずれも教育費なんですけれども、給食調理員の民間委託であります。行政改革課が総務環境委員会に出した資料によりますと、平成26年度から来年度まであわせて35名の調理員を削減するということになるわけですが、それによって7,630万8,000円の削減が効果としてあるというお示しがされました。しかしやはり食育の観点や、低賃金雇用への置きかえというのは本来すべきではないし、もっとも子どもに近い職場で働く人をそうした扱いにするというのには同意できません。

それから、内原図書館の指定管理者、これは既に平成28年度に地区館については全体になっておりますけれども、これも3,107万2,000円の削減効果があるというふうに示されておりますが、市全体で見ますと、大型プロジェクトに非常に巨額の予算が組まれ、本日議論されている工事なども多額の予算が一方では支出をされながら、こうした身近な事業での人件費削減というやり方については同意いたしかねますので、その点について反対をさせていただきたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第18号について採決いたします。

議案第18号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分、第4款中文教福祉委員会所管分、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成30年度水戸市国民健康保険会計予算について、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 この後国保年金課から報告もあるようですが、質疑でもたださせていただいた、いわゆる限度額の引き上げが予算に反映してくるだろうということで、89万円から93万円に4万円アップするということで、780世帯2,900万円の負担増が見込まれております。

税率改定全体を据え置いたというのは非常によかったんですけれども、残念ながらこの部分については上げるという意思でありましたので、本来こうしたものについても市が手当てをして値上げを抑えるべきであったというふうに思いますので、本議案については反対をさせていただきます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第19号について採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成30年度水戸市介護保険会計予算について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第26号について採決いたします。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成30年度水戸市介護サービス事業会計予算について、御意見等がございましたら

ら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第27号について採決いたします。

議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成30年度水戸市後期高齢者医療会計予算について、御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 本会計については、やはり賦課限度額の5万円のアップで57万円から62万円に、また特例軽減の縮小などで所得割の軽減がゼロになり、元被用者の均等割が7割から5割に減ると。減るといいますか軽減割合が改悪されるということで、全体で4,800万円の負担増ということでありました。

昨日の茨城新聞トップでも、全体で大幅な負担増という記事が出ていましたけれども、やはりこれについても市が本来手当てをして高齢者の負担増を回避すべきであったと思いますので、本議案については反対をさせていただきたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第28号について採決いたします。

議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 財産の取得について（可搬型画像伝送システム）について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第35号について採決いたします。

議案第35号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 平成29年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第10款（教育費）について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○高倉委員長 ないようですので、議案第36号について採決いたします。

議案第36号中第1表中歳出中第3款及び第10款並びに第2表継続費補正中第10款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 平成29年度水戸市介護保険会計補正予算（第3号）について、御意見等がございましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第41号について採決いたします。

議案第41号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

---

午後 1時55分 再開

○高倉委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、議案第33号についての質疑を行います。

それでは、まず、執行部より答弁を願います。

七字教育部長。

○七字教育部長 午前中の歴史文化財課提出資料、二の丸隅やぐら歩行者ルート案の説明の中で、説明に誤りがございましたので、大変申しわけございませんでした。

その訂正をさせていただきたいと思います。

まず、ルートA、B、Cの3案につきまして、その全てを整備する可能性があるような説明がございました。これにつきましては、この3案の中から1案に絞り実施していく考えでございます。

次に、整備時期につきまして、隅やぐら、土塀の整備完了時期にあわせて、歩行者ルートの整備が完了する旨の説明がございました。この件につきましては、関係者等との十分な協議と回遊性の観点から、検討を今後とも進めることにより、できるだけ速やかにルートを決してまいります。その上で、整備時期につきましては現在未定でございますが、決定後速やかに整備をしてまいりたいと考えております。

また先ほどの御質問の中に、工事概要の中に電気設備について含まれているのかという御質問がございましたが、この件につきましては、隅やぐらの内部の照明、あるいは外部のスポット等、電気設備につきましても本工事の中に含まれておりますので、御報告をいたします。

私どもといたしましては、この隅やぐらの工事、施設整備につきましては、早期に完了してまいりたいと

考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

先ほどの説明に誤りがあり、大変申しわけございませんでした。

○高倉委員長 それでは、ただいまの件で質疑のある方は発言をお願いします。

木本委員。

○木本委員 まずもって御説明及び訂正、ありがとうございます。

午前中ですと、単独ないし複数が考えられるということが、あったと思うんですけども、今の答弁ですと、ここの中から1案に絞っていくんだということですね。ただ、そもそも論で、いかに回遊性をつくっていくかという話からこの話が始まったと思うんですけども、その中で、普通回遊性を持つんだってA、B、C案で複数あってもいいんじゃないかと思うんですが、1つに絞っていくという、そこに至った経緯というのはどういうふうな経緯なんですか。

○高倉委員長 七字教育部長。

○七字教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま御質問ございましたように、回遊性の観点からは複数ルートが当然よろしいわけでございますけれども、その整備に当たりましては、やはり学校への影響、こういうものもございまして、そのルートの中からやはり絞り込んだ中で、学校とも調整した中で、一番ふさわしいルート、回遊性がとれるルートとして決定いたしまして、学校負担分も軽くさらに回遊性がとれるルート、こういった形で1案に絞ってまいりたいというふうに考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、今の御答弁ですと、もちろんそこができるかどうかというのは相手がある話だということなんです、いつも話していますけれども、いかに弘道館のこの三の丸エリアを魅力的にしていくかという部分で、これすごく大事な事業の一つだと思うんですけども、今の答弁ですと1案決まったらそれで終わりなのかというような言い方に聞こえるんですけども、もちろん相手がある話というのはわかっている前提で、通常は回遊性をどう持たせていくかという中で協議して行って、現実的に相手との落としどころでこうなったというんだったらわかるんですけども、初めからもう1案しか無理ですという話だと少しそれはこちらの観光戦略とモチベーションがちょっと違う気がするんですけども、そこはどうなんですか。今後もそこは1案に絞っていくけれども、今後も可能性については探っていくのか。それとも、もう、1つここが、そちらが完成するビジョンとして捉えているのか。ここについて御説明いただければ。

○高倉委員長 七字教育部長。

○七字教育部長 ただいまの御質問にお答えします。

確かに、複数ルートが望ましいという考えもございしますが、当面隅やぐらに至るルートがないという中では、まず1案に絞り進めてまいりたいというふうに考えております。その上で、機運が盛り上がる、あるいは協力いただけるというようなお話がまいりました際には、改めてルートも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ちょっと今の関連と、午前中にそのルート案の話に関しまして、私が質問した部分もありまし

たので、改めて答弁を頂戴したいと思うんですけれども、まずは午前中の審議で、今部長からおわびと訂正がありましたので、それをどうのこうのと掘り下げるつもりは全くないんですけれども、ただ午前中の説明で3案のうち1ないし複数という話だったりとか、電気工事に関しては含まれないとか、著しく違いが生じてますよね。そういった意味では、これこそまさに先ほどの消防の話ではないんですけれども、はるかにまた上回る予算の議決案件でございますので、そういったところはきちんと後から訂正がないようにぜひお願いしたいというふうに思います。

そして、今、本本委員の質問と私も同趣旨になるんですけれども、回遊性を持つといった場合に、私の感覚でもやはり交通結節点であります水戸駅から水戸市に來水されるお客様がいて、そこから回遊性も持たせるという考えでいいますと、弘道館を見て、その後大手門くぐって、隅やぐらを見て、また駅に戻るとか、またその逆ルートとかというのも大いに考えられると思うんですよね。また、二中の白壁も整備して、お金をかけているわけですから、そういうのを考えますと、何か通常相手方がいる話ですけれども、例えばA案とB案とか、C案とB案とか、駅に出て来る部分での案というのは非常に有効かつ重要な部分になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、今、部長から答弁がありましたけれども、1つに限ってというわけではなくて、今回の議案に関しましては、このルートの部分の費用に関しては入っていないわけですから、そこに関しては今後また文教福祉委員会にぜひ審査の場を持たせていただければと思いますので、ぜひ相手方がいる中で先ほど来の子どもたち、学校等々の生徒の安全確保というのはもちろんの話ですけれども、やはりこの隅やぐら及び土塀の整備に伴って、旧弘道館ですとか偕楽園含めての水戸の歴史資源がこの附帯施設によって、より魅力が向上するところを求めながらもやはり観光に結びつけていくというその政策部分の話もあると思いますので、ぜひ1つのみならず複数に関しても探っていただきたいと、また相手とも誠意をもって交渉に努めていただきたいというふうに思いますので、私からは意見という形で結構でございますので、よろしくお願いたします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 ちょっと確認させていただきたいと思いますが、この土塀沿いのC案、B案ということ。A案は土塀はないね。歩行者ルートで、この土塀をやる部分につきましては、土地の取得はしているということでのよろしいのか。それで、歩行者ルートをつくるには、新たに用地を求めなくちゃならないということでのよろしいですか。

○高倉委員長 七字教育部長。

○七字教育部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

土塀と隅やぐらの区域、土地につきましては、購入いたします。今、契約したところで、支払いはまだですが契約いたしました。

それで、この案の中でただいま底地の話になりますと、B案の中で国道51号に接続する部分、緑の斜路です。この部分についてはまだ土地につきましては学校用地でございます。そのほかのC案の土地につきましては、契約した範囲内でございます。また、A案につきましてもまた学校用地でございます。

以上です。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 確保するに当たってはどのような考えなのか。

○七字教育部長 すみません。ただいまの質問はこの今のA案とかではなくてですか。

〔「歩行者ルート」と呼ぶ者あり〕

○七字教育部長 歩行者ルート、A案はこれから整備するのであれば土地を取得する必要があるがございます。

〔「土地を取得しなくちゃならないということか」と呼ぶ者あり〕

○七字教育部長 そうです。今現在はまだ学校用地ということでございます。A案に決定されれば、A案の形で土地を取得しますし、B案であればB案の中の国道51号との接続部分が、今、学校用地でございますので、これを取得する必要があるということでございます。

○高倉委員長 ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員 文化財的価値を高めるとか、観光に資するという点で賛成の気持ちでずっと来たんですが、昨日、今日の議論を通じてどうなのかなと率直に思っているところであります。

改めて聞きたいんですけども、難航しているというお話で、分離といいますか、要するに、将来土堀と隅やぐらと歩行者ルートは別に発注というお考えだと聞きましたが、難航している最大の理由は何なのかということをお答えいただけますか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

難航している最大の理由は、学校との安全性の確保の観点からのルートの設定でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 茨城大学教育学部附属小学校は茨城大学。水戸三高は県ですか。それぞれと協議はしたけれども、合意に至らないという理解でよろしいでしょうか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

それぞれ所有者と管理者がありますので、双方どちらも合意を得る必要がありますので、双方どちらからも合意が得られていないというところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 回遊性とか観光という点で言えば、いっぱい道があるほうがいいというのはわかる。けれども、学校管理者側からすれば、不特定多数の方がいらっしゃるのは心配だというのもよくわかりますよね。ですから、そうなるとなかなか、部長さんさっきお答えになったけれども、ルートについて完成時期はまだ見定められないというお話だったんだけど、そうしますと、今回発注してできましたという後に、ルートができない状態も相当あり得るのかなという気もしちゃうんだけど、その辺はどういうふうを考えればいいのか。頑張るという決意だけなのか。もう一度お答えいただけますか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 早急に関係者の皆様と合意形成に努めてまいります。

その一方で、学校を通して、特別開放という手法については御理解はいただいております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうだね、また別の話が出てきたんだけど、要するに、A案、B案、C案のどれを選ぶのかわからないけれども、大分延長も違うし、あるものも違うだろうと、そうすると工事費も相当違うと思うんだけど、そういうことも含めて検討され、こういう工事なら合意してもらえないかとかそういう話もしているのか、していないのか。そもそも、お断りですという感じなのか。その辺もあると思うんです。

例えば、児童、生徒が勉強している時間に観光客が来たんでは、やはり安心してられないという気持ちになるとすれば、相当な柵をつくるとか、あるいはトンネルにしちゃうとか、つまり侵入防止の対策が必要だというふうな意味合いなのか、どこまで考えているんですか。どこまで考えていて、あるいはそこまで議論に至っていないというならそう言ってください。お答えください。

○高倉委員長 ただ、これまだそこまで、今回の議案の中で、その詳細にまではちょっと答弁なかなか難しいと思うんです。今、ルートの方の段階では。

田中委員。

○田中委員 私は率直に言いますと、完成して見栄えがよくなったり、あぁいいものできたんだなという気持ちになる方が多くなることはいいことだなと思ってはいたんですけども、今回の工事が、いずれ出であろう歩行者ルートを待たずしてこれを発注すると、結局無駄な出費がかさむ可能性もあるし、そういう点では全体としてちょっと未成熟のまま発注してしまったんじゃないかなという気持ちがあるということで、その点学校関係者に、これ別の話ですけども、車が大手門で通行できなくなって、こういうことに対しての保護者の意見なんか結構聞くところであります。ですから、そういう附属小とか二中とか三高の関係者にはまたその工事でいろんな往来ということが出てくると思うんだけど、その保護者とか学校機関の気分感情もやっぱり捉えないと、なかなか合意形成はなお難しくなるんじゃないかなというふうに思いますので、その点は意見として申し上げて、採決のときにまた述べさせていただきたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 回遊ルートについては、今回契約なので先の問題だという委員長の発言があったんだけど、要は、みんなが心配しているのは、つくったものが見られなくなっちゃったんでは困っちゃうねと。この回遊ルートについては、もう田口委員長のときからですから、これやっているの。だから、もう2年も3年もかけてこれやっているんですよ。いまだに、やっぱりその結論というか、それが見出せないという案件については、これから先もかなりハードルが高いんじゃないですかと。そのときに、いや、いざとなれば例えば三高の脇のそっぺを買ってあるので、そこに階段でつなげればとにかく1カ所は確保できますよということならば、まだ安心もするんだけど、それも今反対されている三高さんと交渉しなければできないんだということになってしまうと、逆に言うと、このつくったものを、遠くから見ていて、いいねと、こういうものになってしまう可能性もある。毎日特別展示会をやっているわけじゃないので、なかなかそういう使い勝手ということからすると、本当に大丈夫なのかなという心配が——やることについてみんな反対しているわけじゃないと思うんです。ただ、そういう心配がある中で、何も急いでという一部の不安もある。そう

いったことが、やっぱり心配なわけですよ。これ、交渉過程の中で可能性と言ったら、また先のことだからわからないという話になってしまうんだろうけれども、例えば、三高さんがだめだよと言っているとすれば、附属小のほうの土地だけを買収して、要するに敷地内に塀を立てて附属小側に通路をつくるという可能性もなきにしもですよね。だから、その交渉過程の中でいろんな選択肢があるので、自分のところに塀を立てるのは誰も文句言えないわけですから、だから、敷地内に塀を立てて、そして、附属小学校側に通路をつくると、こういうような形がとれるのであれば、逆に言うと、附属小学校さんだけが理解してもらえれば、また逆に言えば、三高さんのほうが、じゃ、いいですよということになって三高さんだけが了解してもらえれば、通路というのは例えば1つの法人だけを対象にしてもできる可能性もありますよねというようなことだというふうに思うんです。いずれにしても、この我々が心配しているのは、つくことはやぶさかではありせんよと。しかし、過程が、なかなか明快な御答弁をいただけないというような中で、これを採決ということで、どういうふうに処理するのか、扱うのかということも、委員長さんのほうで考えなければならないことだというふうに思いますので、もし、執行部のほうで何か御答弁があればいただいて、後に暫時休憩していただいて、委員会の中でこの取り扱いを委員の皆さん方と御協議をさせていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

○高倉委員長 ただいまの発言について、執行部のほうで答弁ありますか。

秋葉副市長。

○秋葉副市長 ただいま、大変にしみる御意見を賜りました。

本来、歴史的建造物の復元という形だけではなくて、まさに観光と表裏一体という形で行政として運営を推進してまいりました。そういった中で、一番大事な周遊ルートにつきまして、かような状況になってまいりまして、いまだに結論が出ないということで、さっき、七字部長からもございましたけれども、早急に案を絞って、関係者と御協議をいたしまして、周遊ルートを構築してまいりたいと考えております。何分、6億2,000万円にも及ぶ大変な大事業でございます。今まで、こういう事業というのは水戸市はなかったわけでございますから、これをいかに生かすかというのは、やはり観光客に来ていただいて、在来工法でつくったんだと、見ていただいて、ある程度水戸の歴史というものを感動を持って受け入れていただくということが非常に大事だというふうに私どもも思っております。

そういった中で、早急に調整をしてまいりまして、調整が整った段階で、また委員会に御報告をさせていただいて、周遊ルートの構築を図ってまいりたいと思いますので、何とぞ今回の件につきまして、第一義的には観光ルートの重要性というのもそうなんです、歴史文化財課、教育委員会としては、地教行法の中で、これは文化財というのは教育委員会の所管になってございますので、こういった復元につきましては、やはり二中、三高、坂下門とかをつくりまして、周辺の環境整備も図っているところでございます。また、大手門につきましても、もう着工を図っているところでございます。歴史まちづくりについて、膨大な補助金もいただいているところでございます。

こういった中、しっかりと進めてまいりたいということでございますので、周遊ルートにつきましては、この後、さらに一生懸命関係者と対応してまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○高倉委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

---

午後 2時52分 再開

○高倉委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、議案第33号について御意見のある方は発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 これまで、執行部の皆さん方にも委員の皆さん方にも真摯な論議をしていただいて、そして、今、暫時休憩をいただいたところでありました。

この中で、委員全体として話し合いをさせていただいた中で、意見を付して、そしてこの案件についての整理をさせていただきたいと、こういうようなことでございますので、委員長のほうでよろしくお取り計らいを願いたいというふうに思います。

意見については、その後にお取り計らいをいただいて、私から意見の陳述をさせていただきたいと思いません。

○高倉委員長 それでは、ただいま袴塚委員から意見がございましたので、そのとおりに進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 皆さんの協議は私も聞かせていただいたんですが、私は私で態度を後で表明させていただきたいと思えます。

○高倉委員長 はい。

それでは、議案第33号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の締結について、採決を行ってまいります。

それでは、御意見等がございましたら発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 それでは、皆さん方で話し合った結果の意見を申し上げさせていただきたいと思えます。

なお、今、日本共産党の田中委員さんのほうからは、独自で考え方を述べたいと、こういうようなことでございますので、残りました皆さん方の総意の意見として発表させていただきたいと思えます。

当該事業の執行に当たっては、委員会での論議を十分踏まえ、関係団体と協議し、的確な回遊ルートの設定や完成時期などの諸課題を早急に解決した上で、慎重に進められたい。また、事業の進捗状況について委員会に適宜報告されたい。

このような意見を申し上げて賛成をさせていただきたいと思えますので、よろしくお取り計らい願います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 議案第33号について、先ほども述べましたが、文化的な価値を高めたり、市民が歴史を感じられる空間をつくるという事業そのものには賛同するところであります。これまでも、そうした大手門も含めて賛成もしてきましたが、今回議論を通じて、6億2,000万円を超えるという事業の大きな額に対し、また、観光の拠点という観点での整備と言いながら、歩行者ルートについては、未確定のまま見切り発車と言わざるを得ないと思います。そして、児童や生徒の安全上も大きな課題が残ったままでありまして、追加工事、予算が発生すると思われませんが、その額についてもいまだ不明という状況との御報告でありました。

そういう点で、時期も含めて判断にやや性急さがあるのではないかというふうに思いますので、私は今回の議案については反対をさせていただきたいということであります。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第33号について、ただいまいただきました袴塚委員の意見を付して、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第3号ほか18件についての審査は全て終了いたしました。

次に、この際、本会議における委員会報告についてお諮りをいたします。委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、この際、特に執行部から3件発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 お時間をいただきましてありがとうございます。

国民健康保険税につきまして、国保年金課の提出資料により御説明をさせていただきます。

まず、1点目の地方税法施行令の改正への対応でございますが、平成30年度税制改正の大綱が昨年12月に閣議決定されまして、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び軽減措置の拡充を講ずることとされました。これに伴いまして、地方税法改正法案が今国会に提出され、その成立にあわせて地方税法施行令が改正され、平成30年4月1日から施行される見通しとなっております。このため、地方税法施行令の改正後に地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分により行う予定でございます。

2の改正内容でございますけれども、(1)の課税限度額の改正といたしましては、国民健康保険税のうち基礎課税分に係る課税限度額を現行の54万円から58万円に改正するものでございます。資料の下の部分にございます参考1に、平成30年度からの税率及び課税限度額を記載してございますので、御参照願いま



す。

次に、(2)の軽減措置の改正でございますが、国民健康保険税の軽減措置につきましては、所得の低い方の負担軽減を図るため、世帯の所得金額に応じて均等割額及び平等割額について7割、5割、2割の軽減措置を実施しております。今回の改正におきましては、この軽減措置のうち、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の27万円から27万5,000円に、2割軽減では、被保険者の数に乗すべき金額を現行の49万円から50万円に改正することにより、軽減措置の拡充を図るものでございます。

裏面に参考の2といたしまして、平成30年度からの軽減判定所得の表を記載してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 昨日質疑でも聞いた件なんですけど、該当世帯と影響額をいわゆる課税限度額の引き上げについては聞いたんですけど、改めてお聞きしたいのと、この軽減拡充、裏面のほうですけども、これについてもどれぐらい影響があるのかという点をお聞きしたいというふうに思います。

再度、この実行を回避する手だてというのはお考えいただけないのかという点もあわせてお聞きしたいと思えます。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、課税限度額の改正に伴いまして影響を受ける世帯数及びその影響額でございますけれども、平成29年度の状況から算出したところ、影響する世帯数は約780世帯、影響額といたしましては、調定額で2,900万円と見込んでございます。

また、軽減判定所得の改正に伴う影響の世帯でございますけれども、5割軽減の世帯におきましては90世帯、2割軽減におきましては120世帯が新たに軽減の対象になるものと見込んでございます。

また、これに伴う影響額でございますけれども、平成29年度と平成30年度の予算額の差額で比較しますと、約4,200万円程度の軽減による影響というふうに見込んでございます。

それから、これらの改正、特に課税限度額の改正に伴う影響の部分に関する考え方でございますけれども、課税限度額につきましては、所得の高い方に係る課税の限度額を引き上げるものでございまして、国民健康保険税におきましては、所得割として一定率を所得に掛けて国保税としてお納めいただいているわけでございまして、所得に応じた負担をいただくということで考えてございますので、この改正については専決処分に基づき実施したいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 何度お聞きしても同じ答えだと思うので意見にしますけれども、課税限度額の100万円に近づいてきたわけですが、この限度額の引き上げは何度も何度も繰り返されていまして、少し前は70万円台

でした。それが今はもう93万円ということで、やはりこうした、せつかく値上げ改定を回避したわけですから、水戸市の手だてで回避すべきだったというふうに意見を申し上げて終わりたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

それでは、この件について終わります。

次に、川津参事兼国保年金課長からお願いします。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 続きまして、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免について、国保年金課提出の資料により御説明をいたします。

1の国の財政支援制度延長への対応につきましては、東日本大震災による被災者の負担軽減を図るため、本市では、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を制定し、保険税の減免を実施してまいりました。国においては、平成30年度におきましても、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域にお住まいだった被保険者に係る保険税の減免措置に対する財政支援措置が対象者を変更して実施される見通しでございます。このため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、国の財政支援の具体的内容が明らかになった後、この延長措置に対応するため、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正を専決処分により行うものでございます。

2の改正内容のうち、(1)の保険税の減免対象年度は平成30年度分とするものでございます。(2)の保険税の減免対象者につきましては、裏面の避難指示区域の概念図により御説明をさせていただきたいと思いません。

裏面をごらんいただきたいと思いません。

モノクロでわかりづらくて大変申しわけございません。

平成30年度の保険税の減免の対象地域は、斜線や格子及び網かけになっている地域でございます。なお、平成29年度の条例改正以降に新たに帰還困難区域等が解除された地域はございませんので、現在も帰還困難区域等の地域は前年度と同様、網かけとなっている地域で、北側から飯舘村の一部、南相馬市の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、双葉町、大熊町、富岡町の一部の地域でございます。この地域に住所を有していた世帯の方につきましては、平成29年中の基準所得額にかかわらず、平成30年度の保険税を減免するものでございます。

その他の地域でございます、斜線または格子になっている地域につきましては、平成29年4月1日までに避難指示等が解除された地域で、こちらの地域にお住まいだった世帯につきましては、平成29年中の所得金額が基礎控除額の33万円を控除した後の基準所得額の合計額が600万円以下の場合に、平成30年度の保険税を減免するものでございます。

なお、平成29年度末に、被保険者資格を取得したこと、いわゆるさかのぼり転入等によりまして、平成30年4月以降に納期が到来する平成29年度分の保険税についても減免の対象とするものでございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、ただいまの件につきまして、委員より御質問等がございましたら発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 対象者の変更による延長ということですが、その変更による影響というのは、要するに水戸市

にいらっしゃるような方で、確か十数名だったか十数世帯だったか、前は。毎年この議案が出ると思うんですけれども、変更があるのか、現況についてお示しいただければ。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 今回の条例改正に伴って影響を受ける方についての御質問でございますけれども、平成29年4月1日以降に新たに避難指示等が解除された地域はございませんので、今回の改正によって影響を受ける方は、平成28年中及び平成29年4月1日に解除になった地域にお住まいだった被保険者のうち、平成29年中の基準所得額が600万円を超える世帯の方でございます。こちらに該当する方につきましては、平成30年度においては、減免の対象にならないというようなことでございます。しかしながら、平成28年中の所得等を見ますと、上位所得者600万円を超える所得に該当する方がいらっしゃると思いますので、実質的には、本質的には水戸市の被災者の中に影響を受ける方はいらっしゃらないというふうに見込んでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 影響を受けないことはわかりましたけれども、すなわち減免対象としては継続されているということの方の総数はということですか。すみません、それだけ。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 失礼しました。

再度、田中委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度に減免の対象となる世帯数は19世帯というふうに見込んでございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件については終わります。

次に、荻沼介護保険課長より報告を願います。

○荻沼介護保険課長 それでは、引き続きまして、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免について、お時間を頂戴しまして、介護保険課提出の資料により御説明させていただきます。

1番の国の財政支援制度延長への対応といたしましては、既に御説明のありました国民健康保険税と同様の趣旨でございまして、東日本大震災による福島での被災者の介護保険料を、引き続き平成30年度におきましても、減免しようとするものでございます。

次に、2の減免の内容につきましても、国民健康保険税の減免と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

今後、国の財政支援が決定次第、専決処分により関係条例を改正してまいりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、ただいまの件について、委員より御質問等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないですか。

ないようですので、この件については終わります。

次に、この際、水戸市歯科医師会との意見を聞く会についてお諮りをいたします。

さきの当委員会におきまして、委員より本市関係団体との意見を聞く会の開催について御提案をいただいたところでございますが、正副委員長で協議を行い、5月10日木曜日の午後4時から当委員会室において、水戸市歯科医師会との意見を聞く会を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

なお、テーマにつきましては、水戸市歯科保健計画に係る取り組みについて及び水戸市休日夜間緊急診療所歯科診療についての2項目とさせていただきますと思いますが、本件の運営等の詳細につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

それでは、特に緊急の案件がない限り、今回が今年度最後の委員会になろうかと思っておりますので、今月末をもって退職をされます七字教育部長、谷津参事兼高齢福祉課長からそれぞれ御挨拶をいただきたいと思いません。

初めに、七字教育部長、お願いいたします。

○七字教育部長 大変お疲れのところ恐縮でございます。

文教福祉委員会の貴重なお時間に御挨拶の機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

私は、水戸市役所に奉職いたしまして、34年と9カ月での定年退職でございます。平成23年から本日まで教育委員会に籍を置きまして、常任委員会は文教福祉委員会一筋7年間、純粹に育てていただきました。

今思いますと、平成23年は東日本大震災の直後でございまして、教育委員会に異動した際には、誰も経験したことのないような学校施設の大規模な被害で、そこからの復旧、復興、それに際しまして、委員の皆様方から温かい激励をいただきながら懸命に取り組んできたことを思い出します。

その後、前倒しで行いました耐震補強、古い校舎に全面に取り付けましたV型フレーム、姿、形はよくないものの、子どもたちに残せた安全のあかしでございまして、今でもそれを見るたび胸が熱くなります。

近年では、少年自然の家や学校給食共同調理場などのリニューアルにもかかわることができまして、市内の随所に思い出の場所ができましたことは、私にとりまして大変幸運なことではございました。

本日までこうして無事に勤めてこられましたのも、委員の皆様方の御指導、御鞭撻を初め、先輩、同僚の皆様方の御協力があつたからこそというふうに感謝いたしております。

この文教福祉委員会は、市民福祉向上に向けましての最前線とも言える場でございますので、この場所におきまして直接御指導、御意見をいただきましたことは、私にとりまして大変貴重な財産となっております。

今後は、側面からにはなりますが、これまでの経験を生かし、微力ながら市民福祉向上にかかわってまいりたいと考えております。

最後になりますが、高倉委員長、綿引副委員長初め、各委員の皆様方、そして出席説明員の皆様方、どうぞ御健勝で一層御活躍いただけますよう、心からお祈り申し上げます。

長い間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○高倉委員長 次に、谷津参事兼高齢福祉課長、お願いいたします。

○谷津福祉事務所参事兼高齢福祉課長 本日は、貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

退職に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

私は、昭和56年に当時の内原町に採用されまして、水戸市との合併を経て37年間勤めさせていただきました。この間、総務や財務のほか、教育委員会、国保、福祉、建設でありますとか、監査委員事務局、そして最後高齢福祉課ということで、さまざまな分野を歩んでまいりました。

思い起こしますと、昭和の話で恐縮でございますけれども、その当時予算編成などは今のワープロ、パソコンであるとかそのような便利なものはなく、電卓をたたきながら大変な労力と時間をかけてやっと予算書ができるという、ちょっと今ではとても比べようがないような時代を経験いたしました。

合併後は制度の統一がおくれておりました内原地区の住民組織の内原地域自治連合会の設立に携わりました。来年度には新しく2カ所の市民センターもでき上がります。内原地区のコミュニティもまた大きく変わっていくのではないかと思います。

今、これまでのいろいろなことが頭をよぎっております。先を見れば長く感じることもございましたけれども、過ぎてしまえばあっという間の37年間でございました。

これからは、一市民といたしまして、市政の発展、そして薄れつつあります地域コミュニティの活性化に少しでもお役に立てればと思っております。

最後になりますが、私はこれまで総務環境委員会と文教福祉委員会にお世話になりました。このうち、文教福祉委員会では、高倉委員長さんを初め委員の皆様には3年間御指導いただきました。大変ありがとうございました。

皆様方の御健勝と今後のますますの御活躍を御祈念申し上げ、退職に当たりましてのお礼の言葉とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○高倉委員長 それでは、この際、一言、委員会を代表いたしまして御挨拶をさせていただきます。

ただいま、御挨拶をいただきました七字教育部長、そして谷津参事兼高齢福祉課長のお二人におかれましては、本当に長い間、水戸市の発展、そして市民福祉の向上のためにさまざまな御尽力をいただきまして、本当にありがとうございました。

今、お話しいただいたように、さまざまな思い出があろうかと思います。ここで改めてお二人に深い敬意

と感謝の意を表すものでございます。

どうぞ、これからも御健康に御留意をされまして、水戸市の発展のために変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますの御健勝そしてなお一層の御活躍をされますよう、心より御祈念申し上げます、まことに粗辞ではございますが、御挨拶に変えさせていただきたいと思えます。

長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

大変に御苦労さまでした。

午後 3時19分 散会